

令和2年9月宮崎県定例県議会

決算特別委員会（令和元年度決算）  
文教警察企業分科会会議録

令和2年9月30日～10月2日

場 所 第3委員会室

令和2年9月30日(水曜日)

午後0時58分開会

会議に付託された議案等

○議案

- ・議案第19号 令和元年度宮崎県歳入歳出決算の認定について
- ・議案第20号 令和元年度宮崎県電気事業会計利益の処分及び決算の認定について
- ・議案第21号 令和元年度宮崎県工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- ・議案第22号 令和元年度宮崎県地域振興事業会計資本剰余金の処分及び決算の認定について

○報告事項

- ・令和元年度宮崎県公営企業会計(電気事業)継続費精算報告書

出席委員(7人)

主	査	岩	切	達	哉
副	主	査	内	田	理
委	員	蓬	原	正	三
委	員	中	野	一	則
委	員	二	見	康	之
委	員	日	高	博	之
委	員	渡	辺		創

欠席委員(なし)

委員外委員(なし)

説明のため出席した者

警察本部

警察本部長 阿部文彦

警務部長	高橋和成
警務部参事官兼 首席監察官	日高俊治
生活安全部長	時任和博
刑事部長	中川正純
交通部長	河野俊一
警備部長	小野博
警務部参事官兼 会計課長	福栄芳政
警務部参事官兼 警務課長	河野晃央
生活安全部参事官兼 生活安全企画課長	久米田勇二
総務課長	河野博之
少年課長	日高貴
生活環境課長	廣田匡慶
交通規制課長	垂水一洋
運転免許課長	河野禎治

企業局

企業局長	井手義哉
副局長(総括)	横山浩文
副局長(技術)	中村安男
総務課長	橋本文人
経営企画室長	宮田晃尚
工務課長	新穂浩一
電気課長	田原充生
施設管理課長	山本正信
統合制御課長	楠見博

教育委員会

教育長	日隈俊郎
副教育長	黒木淳一郎
教育次長 (教育政策担当)	工藤康成
教育次長 (教育振興担当)	黒木貴

教育政策課長	川北正文
財務福利課長	四位久光
育英資金室長	山崎博文
高校教育課長	押方修
義務教育課長	吉田英明
特別支援教育課長	松田律子
教職員課長	東宏太郎
生涯学習課長	新純一郎
スポーツ振興課長	押川幸廣
文化財課長	糴木郁朗
人権同和教育課長	島寄善真理
図書館長	中原光晴
美術館副館長	安部博己
総合博物館長	黒木義博

事務局職員出席者

議事課主幹	藤村正
政策調査課副主幹	前野陽子

○岩切主査 ただいまから決算特別委員会文教警察企業分科会を開会いたします。

分科会日程についてでありますけれども、お手元に配付の日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩切主査 それでは、そのように決定をいたします。

次に、先ほど開催されました主査会における協議内容について御報告いたします。

まず、審査の際の執行部説明についてであります。

お手元に配付の分科会審査会説明要領により行いますが、決算事項別の説明は、目の執行残が100万円以上のもの及び執行率が90%未満のものについて、また主要施策の成果は、主なもの

について説明があると思いますので、審査に当たりましてはよろしく願いいたします。

次に、監査委員への説明を求める必要が生じた場合についてでございますけれども、「他の分科会との時間調整を行った上で、質疑の場を設けること」とする旨、確認がされましたので、よろしく願いいたします。

それでは、執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午後1時0分休憩

午後1時1分再開

○岩切主査 分科会を再開いたします。

令和元年度決算について、執行部の説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が終了した後をお願いいたします。

○阿部警察本部長 本日は、令和元年度の警察本部に係る決算の概要及び推進してまいりました主要施策につきまして御説明させていただきます。

令和元年度一般会計の決算につきましては、常に適正な予算執行に努めてまいったところであります。また、令和元年度は、宮崎県総合計画、未来みやざき創造プランに掲げられた将来像である、安全な暮らしが確保される社会の実現を目指し、各種事業に取り組んだところでございます。

決算の概要と主要施策の成果についての説明は、警務部長から具体的に説明させますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

私からは以上です。

○高橋警務部長 それでは、警察本部の令和元年度決算の概要について御説明いたします。

お手元の令和元年度決算特別委員会資料を御

覧ください。

2ページをお開きください。

初めに、令和元年度決算事項別明細総括表により、令和元年度の決算の概要について説明をいたします。

警察本部の一般会計につきましては、予算額264億8,509万4,246円、支出済額262億4,545万6,218円、翌年度繰越額、合計で6,857万8,000円、不用額1億7,106万28円、執行率99.1%、翌年度繰越額を含めた執行率99.4%でございます。

3ページをお開きください。

次に、令和元年度決算事項別明細説明資料により、(目)の不用額が100万円以上のもの、執行率が90%未満のものにつきまして御説明をいたします。なお、(目)の執行率が90%未満のものはございませんでした。

まず、(款)9警察費、(項)1警察管理費、(目)2警察本部費につきましては、予算額212億7,683万1,246円、支出済額212億28万3,245円、翌年度繰越額283万6,000円、不用額7,371万2,001円、執行率99.6%、繰越額を含めた執行率は99.7%でございます。

警察本部費は、職員の人件費及び警察職員の設置に要する費用であります。

不用額の主なものといたしましては、職員の手当などにおける退職手当等の執行残、共済費における職員共済費の執行残、4ページに移っていただきまして、旅費における赴任旅費等の執行残、需用費における庁用光熱水費等の執行残などでございます。

このうち、不用額の大きい、職員手当等に対する退職手当等の執行残につきましては、退職者は定年退職のほか、希望退職や自己都合による退職もあることから、多めに予算を編成しておりましたが、最終的に自己都合退職者が見込

みよりも少なかったことから不用額が生じたものでございます。

需用費における庁用光熱水費等の執行残につきましては、警察庁舎の電気料等の光熱水費の執行残及び事務用品購入に係る執行残や、複写機コピー代の執行残により不用額が生じたものでございます。

次に、(目)3装備費につきましては、予算額3億5,959万3,000円、支出済額3億4,170万298円、不用額1,789万2,702円、執行率は95.0%でございます。

装備費は、警察の機動力や警察装備の整備に要する費用でございます。不用額の主なものといたしましては、需用費における警察車両維持費等の執行残でございますが、各種装備資機材に要する消耗品費等の執行残や、燃料の使用量が見込みより少なかったということございまして、不用額が生じたものでございます。

次に、(目)4警察施設費につきましては、予算額8億8,941万円、支出済額8億8,544万263円、不用額396万9,737円、執行率は99.6%でございます。

警察施設費は、警察施設の計画的整備と適正な管理に要する費用でございます。

不用額の主なものといたしましては、5ページに移っていただきまして、需用費における警察庁舎及び宿舍維持管理費の執行残であります。警察施設の修繕が見込みより少なかったことにより不用額が生じたものでございます。

次に、(目)5運転免許費につきましては、予算額7億234万9,000円、支出済額6億9,860万9,275円、不用額373万9,725円、執行率は99.5%でございます。

運転免許費は、自動車運転免許試験及び各種講習、その他運転免許事務処理に要する経費で

ございます。

その不用額の主なものは、役務費における臨時適性検査料等の執行残であります。臨時適性検査料が見込みより少なかったことにより、不用額が生じたものでございます。

最後に、6ページに移っていただきまして、(項)2警察活動費、(目)1警察活動費につきましては、予算額32億4,448万1,000円、支出済額31億711万6,409円、翌年度繰越額6,574万2,000円、不用額7,162万2,591円、執行率95.8%、繰越額を含めた執行率は97.8%でございます。

警察活動費は、警察活動全般に要する経費や信号機及び道路標識等の交通安全施設の維持・整備に要する費用でございますが、その不用額の主なものは、旅費における警察活動旅費等の執行残、需用費における警察活動消耗品等の執行残、役務費における被留置者診療費等の執行残、委託料における交通安全指導員委託料等の執行残でございます。

このうち、不用額の大きい、旅費における警察活動旅費等の執行残につきましては、犯罪捜査等の警察活動に伴う旅費の執行が見込みより少なかったことにより、不用額が生じたものでございます。

需用費における警察活動消耗品等の執行残につきましては、犯罪捜査等の警察活動に伴う消耗品費等の執行が見込みよりも少なかったためでございます。

委託料における交通事故指導員委託料等の執行残につきましては、交通安全指導員委託事業に係る人件費におきまして、指導員の育児休暇取得者が増加し、欠員が生じたことにより不用額が生じたものでございます。

以上で、令和元年度決算事項別明細についての説明を終わります。

続きまして、令和元年度主要施策の成果につきまして御説明いたします。

それでは、決算特別委員会資料の1ページにお戻りいただきまして、宮崎県総合計画「未来みやざき創造プラン」(公安委員会関係)を御覧いただければと思います。こちらは、未来みやざき創造プランにあります分野別施策のうち、警察本部に関連するものを体系表にしたものでございます。

警察本部におきましては、「くらしづくり」の分野において、将来像として、4、安全な暮らしが確保される社会に位置づけられた、(3)安全で安心なまちづくりと(4)交通安全対策の推進を施策の柱として、それぞれの基本的方向性に基づき、施策推進のための各種事業に取り組んだところでございます。なお、この1ページ目につきましては、この後の説明で使用いたしますので、お開きのままにしておいていただきますようお願いいたします。

それでは、お手元にあります別冊の令和元年度主要施策に成果に関する報告書を御覧いただきたいと思っております。

393ページをお開きください。

まず、1、安全な暮らしが確保される社会、(1)安全で安心なまちづくりにつきまして御説明いたします。

当該施策の目標は、県民一人一人が防犯意識を高めるとともに、地域住民、事業者、行政等が地域の安全に必要な情報を共有し、連携協働することにより犯罪の未然防止が図られ、安全で安心して暮らすことができる社会を目指すものでございます。

再度、令和元年度決算特別委員会資料の1ページの体系表を御覧ください。

安全で安心なまちづくりの基本的方向性とい

たしまして、犯罪の起きにくい安全で安心なまちづくりの推進、非行少年を生まない社会づくりの推進、被害者支援活動の推進の3つを上げてあります。

このうち、犯罪の起きにくい安全で安心なまちづくりの推進につきましては、主な事業として、再度主要施策の成果に関する報告書の393ページの表にありますように、地域の安全を守る街頭活動強化事業、サイバー犯罪捜査支援強化事業、事業所暴力団等排除責任者講習事業、うそ電話詐欺被害防止コールセンター事業を推進いたしました。

このうち、地域の安全を守る街頭活動強化事業につきましては、県下11警察署、43交番に交番相談員46人を配置して、一部の事業を交番勤務員に代わって行わせております。

また、警察本部及び県下10警察署に、警察安全相談員18名を配置して、警察官に代わって多種多様な警察安全相談を受理しております。これらにより、警察官は警ら活動や捜査活動などの街頭活動を強化することができ、地域の安全を確保いたしました。

サイバー犯罪捜査支援強化事業につきましては、増加するサイバー犯罪の被害防止を図る目的で、児童や保護者、教育関係者などを対象としたサイバーセキュリティカレッジを438回開催し、延べ4万人に対して広報啓発を図りました。

事業所暴力団等排除責任者講習事業につきましては、各事業所で選任された責任者に対し、暴力団等反社会的勢力による不当要求等の被害防止を図るため、具体的対応要領等を内容とした講習を30回開催いたしました。

うそ電話詐欺被害防止コールセンター事業につきましては、うそ電話詐欺の被害防止を図るため、被害を受けるおそれのある県民に対して、

業務を委託した民間事業者のオペレーターが、うそ電話詐欺の手口やその対策についての注意喚起の電話を行いました。

次に、基本的方向性の非行少年を生まない社会づくりの推進につきましては、主要施策の成果に関する報告書の394ページを御覧ください。

主な事業として、表にありますとおり、少年サポートセンター運営事業、少年に手を差し伸べる立ち直り支援事業、未来を担う少年育成のためのスクールサポーター事業を推進いたしました。

少年サポートセンター運営事業につきましては、警察本部及び宮崎北警察署をはじめとする県内6警察署に設置しております少年サポートセンターを中心といたしまして、小・中・高校等を対象とした非行防止・薬物乱用防止教室を延べ590回開催いたしました。

あわせて、過去に非行を犯した少年で再非行のおそれのある少年12人を支援の対象として指定し、家庭訪問など、継続的な支援を行ったほか、少年相談573件を受理するなど、少年の非行防止健全育成活動を推進いたしました。

少年に手を差し伸べる立ち直り支援事業につきましては、過去に非行があり、かつ、再非行のおそれのある少年や不良行為等で継続してその立ち直りを支援している少年に対し、農業体験やスポーツ活動等を通じて、社会に溶け込もうとする意欲を醸成するもので、14回開催し、延べ96人の少年が参加いたしました。

未来を担う少年育成のためのスクールサポーター事業につきましては、県警察の非常勤職員であり、青少年の健全育成の役割を担うスクールサポーター9人を警察本部少年サポートセンター及び県内6つの地区少年サポートセンターに配置して、小・中・高校などからの相談受理

や助言、パトロール活動等を行い、学校内外における少年の非行防止、子供を犯罪から守る活動を推進いたしました。

次に、基本的方向性の被害者支援活動の推進につきましては、主要施策の成果に関する報告書の主な事業として、394ページの表の下から2番目以降にありますとおり、犯罪被害者援助団体への業務委託事業、犯罪被害者支援推進事業を推進いたしました。

犯罪被害者援助団体への業務委託事業につきましては、公益社団法人みやぎ被害者支援センターに対しまして、広報啓発活動やカウンセリング事業等を委託し、電話・面接相談受理や付添い等の直接支援を598回、専門家によるカウンセリングを60回実施いたしました。

次に、犯罪被害者支援推進事業につきましては、犯罪被害者等の経済的負担を軽減するため、診断書料や初診料等の医療費等47件を公費によって負担するとともに、被害者の病院付添い、事件後の相談受理等の被害者支援を309件実施するなど、積極的な被害者支援に努めました。

続きまして、395ページを御覧ください。

施策の進捗状況でございますが、上の表にありますとおり、刑法犯認知件数につきましては、令和元年度は3,993件で、前年より212件減少しております。

また、非行防止教室の開催回数につきましては、令和元年度は590回開催いたしました。特殊詐欺認知件数につきましては、令和元年度は24件と前年と比較して2件の増加となっております。

次に、施策の成果等についてでございますが、主な事業について要約いたしますと、①の犯罪抑止対策につきましては、警察本部及び各警察署において、住宅対象の侵入窃盗対策、子供・

女性の安全・安心確保対策、うそ電話詐欺（特殊詐欺）対策及び乗り物対象の窃盗対策を上げた犯罪抑止計画を策定して、犯罪の抑止対策を推進いたしました。

また、被害の未然防止のための情報発信や防犯意識の啓発、地域住民等による自主防犯活動等の活性化を積極的に推進いたしました。

これらの施策の成果もあって、先ほども申し上げましたとおり、令和元年度の刑法犯認知件数は前年と比較して212件減少したものの、刑法犯認知件数の約7割を占める窃盗犯のうち、自転車等については、前年に比べ201件増加をしております。なお、中ほどの表は、刑法犯認知件数等について、宮崎県と同規模県との比較をしたものでございます。

次に、②のサイバー犯罪対策につきましては、児童やその保護者などを対象にしたサイバーセキュリティカレッジの開催や、県内IT関連事業者と連携したキャンペーンや県内事業者向けのセミナーの実施、SNSを活用した情報発信を行うなど、広報啓発活動を積極的に推進し、県民のサイバーセキュリティに対する意識の向上を図りました。

また、最新の犯罪手口に対応するため、全ての警察職員を対象としたサイバー犯罪捜査検定や、専門の捜査員を育成するための教養研修を実施するなど、組織的なサイバー犯罪対処能力の向上を図りました。

次に、396ページに移っていただきまして、④の特殊詐欺、うそ電話詐欺被害防止対策につきましては、うそ電話詐欺被害防止コールセンターの運用、穏やかなまちづくり広報大使による被害防止キャンペーン、各種メディアを活用した広報啓発や防災・防犯メールを利用した情報発信等により、特殊詐欺の現状や手口、対処要

領などについて注意喚起を行いました。

また、金融機関や宅配物取扱業者、コンビニエンスストア等と連携した被害防止対策を推進した結果、令和元年中に合計で17件、約3,495万円の特許詐欺被害を未然に防止することができました。

これらの施策の成果もあって、先ほども申し上げたとおり、令和元年度の特許詐欺認知件数につきましては、前年と比較して2件増加いたしました。被害総額につきましては約1,854万円減少しております。

なお、中ほどの表は、特許詐欺の認知件数等につきまして、宮崎県と同規模県との比較をしたものでございます。

次に、⑤の少年の非行防止と健全育成対策につきましては、少年警察ボランティアと連携した少年補導活動のほか、学校や教育事務所等と連携した非行防止教室等の開催、スクールサポーターによる問題の認められる少年に関する相談・指導を行いました。

また、インターネットの違法・有害情報対策として情報モラル教育に重点を置いた非行防止教室の開催やフィルタリング普及の取組を推進いたしました。

これらの施策の成果もありまして、令和元年中の犯罪少年の総数は397ページに記載のとおり149人で、前年と比較して54人減少しており、5年前の犯罪少年数と比較すると大幅な減少となっております。

続きまして、397ページから398ページにかけては、平成27年以降の刑法犯認知件数などありますが、関係資料のとおりでございます。

続きまして、399ページを御覧ください。

施策の柱である、(2)交通安全対策の推進であります。

当該施策の目標は、県民一人一人の交通安全意識の高揚が図られるとともに、安全で円滑・快適な交通環境が整備されること等により、交通事故のない安全で安心な社会を目指すものであります。

令和元年度決算特別委員会資料の1ページに記載されております基本的方向性として、交通安全意識の高揚、安全な交通環境の整備の2つを上げております。

このうち、交通安全意識の高揚につきましては、主な事業として主要施策の成果に関する報告書の399ページの表にありますように、交通安全指導員委託事業、高齢者のための交通安全対策事業、可搬式速度違反自動取締装置整備事業、放置駐車違反処理・管理システム等整備事業を推進いたしました。

交通安全指導員委託事業につきましては、一般財団法人宮崎県交通安全協会への委託事業であり、県下53人の交通安全指導員による高齢者宅訪問指導や歩行環境シミュレーターを活用した交通安全教育、通学路や交通量の多い道路における子供や高齢者の通行誘導活動を行ったところであります。

高齢者のための交通安全対策事業につきましては、高齢者の交通事故を防止するため、民間委託による交通安全教育隊が、ドライビングシミュレーター等を搭載した交通安全教育車や危険予測教育機器を活用して、県内各地で出前型の交通安全講習会を開催いたしました。

可搬式速度違反自動取締装置整備事業につきましては、従来、速度違反取締りが困難であった道路幅員の狭い生活道路や通学路など危険性の高い道路において、速度違反取締りができるよう装置を整備したものでございます。

また、放置駐車違反処理・管理システム等整



備事業につきましては、放置駐車違反に関する情報を処理・管理するシステムの整備等を行ったものでありまして、共に効果的な交通違反取締りを行うことを目的とし、ドライバーの交通法規の遵守を図ることで、交通事故の抑止に資するものでございます。

次に、基本的方向性の安全な交通環境の整備につきましては、主要施策の成果に関する報告書の主な事業として、400ページにありますとおり、交通安全施設整備事業を推進いたしました。

交通安全施設の整備につきましては、令和元年度は13基の信号機を新設したほか、信号機のLED化及び信号柱の鋼管柱化により、歩行者、車両運転者の安全性・快適性の確保を図ったところでございます。

施策の進捗状況でございますが、表にありますとおり、交通事故死者数につきましては、令和元年度は39人で、前年よりも5人増加いたしました。交通事故死傷者数につきましては、令和元年度は7,471人で、前年より787人減少しております。

次に、400ページの下から401ページにかけて、施策の成果等について要約いたしますと、①の交通安全指導員につきましては、各種交通安全意識の啓発活動に取り組んだところでございますが、これらの取組により子供の交通事故については減少傾向にあり、一定の成果が見られるところでございます。しかしながら、高齢歩行者の交通事故は依然として高い割合で推移していることから、今後も交通安全指導員による高齢者宅訪問や高齢者対象の交通安全講習会など、交通安全活動を継続して実施していく必要があると考えております。

②の高齢者のための交通安全対策につきましては、交通安全教育隊による出前型の交通安全

講習会を県内各地で開催するなど、参加・体験・実践型の交通安全教育を強力に推進してきたところですが、令和元年中の高齢者死者数は29人、前年に比べ6人増加しております。

また、総死者に占める高齢者の死者の割合が74.4%と全国平均を19ポイント上回るなど、高齢者の交通安全防止対策は、本県の重要課題となっていることから、今後も本施策を継続して実施していく必要があると考えております。

続きまして、401ページから402ページにかけての表でございますが、平成27年度以降の交通安全教室の実施状況の推移でございますが、関係資料のとおりでございます。

最後に、402ページ記載の繰越しの理由につきまして御説明いたします。

400ページに戻っていただきまして、交通安全施設整備事業の令和2年度への繰越額3,521万4,000円につきましては、信号機のLED化9式及び信号柱の鋼管柱化13本の整備に要する経費を繰り越したものでございます。

繰越しの理由につきましては、信号機関係の工事につきまして、入札不調が続き、工法の検討などに日時を要したため、工期を確保できなかったことによるものでございます。今年度の繰越し後の事業の進捗状況につきましては、6月に契約をし、10月末までに完成予定ということでございます。

以上で、令和元年度主要施策の成果に関する説明については終わりでございます。

最後になりますが、監査における指摘事項につきましては、最初に御覧いただきました令和元年度決算特別委員会資料の7ページに記載しております。

指摘事項に対する改善につきましては、関係法令を遵守させ、適切な会計業務に努めてまい

る所存でございます。

以上でございます。

○岩切主査 執行部からの説明が終了しました。

委員の皆様から質疑はございませんでしょうか。

○渡辺委員 何点かお伺いします。

まず、決算特別委員会の資料からお伺いしますが、4ページの警察本部費の旅費の関係で、説明を一瞬間き逃したんですけれど、赴任に関する費用は、この旅費のところに入っているという説明だったように聞こえたんですが、その理解でよかったですでしょうか。

○高橋警務部長 そのとおりでございます。

○渡辺委員 管内居住が昨年度の途中、もしくは一昨年度の途中からテストというか、始まって、本格的に始めたのは去年の4月じゃなかったかなと記憶しているんですが、管内居住を外しても通える1時間以内ぐらいであればというふうに緩和したと思うんです。旅費代を見ると、執行率が83.8%ぐらいで少し余裕がある形になっているんですが、この辺はそういうところが影響して、こういう数字だと理解したらいいのか、例年この程度残るのかを確認させていただければと思います。

○高橋警務部長 今の御質問につきましては、やはり委員御指摘のとおり施策が少し生きているかなという印象ではございます。

○河野警務課長 本格施行しましたのが、今年度の4月からでございます。令和元年度分の予算であれば、恐らく施行期間の実績が反映されていると思いますので、その辺は本格施行と、またちょっと違った結果になっているのではというふうに思っております。

○渡辺委員 今年度から本格的な導入でしたので、今年度分はまだ途中ですからあれですけれ

ども、傾向としてはそういうことが、多分令和2年度の決算では出てくるだろうなと想像しているということですね。分かりました。

続けて、主要施策に関する報告書の関係で、394ページのスクールサポーターの配置事業ですが、いろんな学校との連携が深まることでいろんな効果が生まれていると理解しています。非常勤での配置ということでしたが、この9人の方は警察官OBの方とかが基本的には当たっているという理解をしていいのかと、勤務形態がそれぞれどんなふうになっているのかを教えてくださいませんか。

○時任生活安全部長 スクールサポーターにつきましては9名、いずれも警察官のOBであります。勤務時間につきましては、業務の内容が学校訪問とか、あるいは少年や親等に対する相談助言等もある関係で、勤務時間が夕方になったりすることもありますので、一応、一日の勤務時間は5時間50分という定めがありますが、勤務パターンとしては午前9時から15時50分まで、10時30分から17時20分まで、13時から18時50分までの3パターンで、それぞれ勤務日、勤務時間はあらかじめ勤務計画に基づいて定めて、その計画に沿って学校訪問等を行っているところであります。

○渡辺委員 もう2点ほどお伺いしたいんですが、イレギュラーなこともいろいろあるお仕事だと思うんですけれども、オーソドックスに見たときに、勤務時間と人数で割り戻せば、このぐらいの訪問活動であったりとか、助言の回数とか、情報交換の回数というのは割り戻せば、大体想定しているとおりにかというのが一つと、2つ目は、その9名は多分県内に散らばって、バランスよく配置されているんだと思いますが、この方々のオフィスというか、日常的に個人の

単位で、今日はこの中学校にとか高校にというふうに戻るようなイメージなのか、それとも拠点のようなところが警察署内とかにあるのかどうかを教えてくださいませうか。

○**時任生活安全部長** 1点目の活動実績等につきましては、ここに記載のとおりでありまして、昨年と比較しますと、大体同じで、去年は相談件数が952件、学校等の情報交換が4,637件、非行防止教室が275回、パトロール活動が3,367回、会議出席が167回です。例年この程度の活動実績を残しているところでもあります。

2点目の勤務場所についてでありますけれども、現在の9名の方のうちの3名は警察本部の少年課で勤務していただいて、北警察署管内、小林・えびの警察署管内、西都・高鍋警察署管内を見ていただいております。

残りは、宮崎北警察署管内、宮崎南警察署、日南警察署、都城警察署、日向警察署、延岡警察署、それぞれの警察署で勤務をしていただいて、警察署と隣接警察署の管内の学校等を訪問していただいているところでもあります。

○**渡辺委員** テーマが変わりますが、402ページのところで、危険予測教育機器を活用した交通安全教育実施状況とありますけれども、常任委員会でも体験させていただいたりしましたが、令和元年度に比べて平成30年度の数字が少ないのは、単純に導入時期が平成30年度の途中だったからと理解すればいいのでしょうか。

○**河野交通部長** 委員がおっしゃるとおりでございます。平成30年度から導入しておりますけれども、その年度途中でございましたので、このような数値になっております。

○**渡辺委員** ということは、令和元年度がフルに1年間通してやれたということだろうと思えますので、今後もこの令和元年度ぐらいの数字

が利用いただけるというか、そういう数字が今後も残っていくだろうと考えていいですか。

○**河野交通部長** はい、そのとおりでございます。なるべく受講していただく回数、対象人員を増やしていきたいと考えております。

○**渡辺委員** はい、ありがとうございます。

○**二見委員** 1点だけお聞きしたいんですが、この可搬式速度違反自働取締装置を昨年度整備して、1,247回の速度違反の取締りをされたということで、今まで速度違反取締りが難しかったところにおける抑止活動をされたということなんですが、まず一つ伺いたいのは、どういふふうに設置する箇所を選んできたのかと、1,200回されていても1,200か所というわけじゃないと思うんです。何か所ぐらいのポイントでされてきたのかを、まず教えてくださいませうか。

○**河野交通部長** この1,247回について、補足説明させていただきますけれども、これは全体の速度違反取締りの回数を記載しておりまして、この可搬式オービスによる取締りにつきましては、現在のところ、令和元年度中は取締り回数が32回、検挙が54件です。場所につきましては、主にゾーン30というエリアの規制区間を設けておりますけれども、これの中とか、あるいは小学校の通学路に設置して抑止効果を高めるように努めているところでございます。

○**二見委員** 令和元年度が32回で、検挙が54件ということなんですが、32回というのは設置した箇所、32か所されたということなんですか。それとも、例えば1か所を2回、3回置いたことがあるのかとか、そこのところについてはいかがなんでしょうか。

○**河野交通部長** 正確に把握はしておりませんが、何回かポイントが重複していることもあるかと考えております。

**○二見委員** 例えば田野の高速道路のところにあるオービスとか、ああいうところについてはふだんからよく知っている人たちは気をつけて通るんだと思うんですけども、こういう可搬式で移動して置けるということは、事故が多いところだったりとか、ゾーン30とかちゃんと気をつけないといけないところを、そこをよく通られる方々がその認識が薄いのかなということで設置されて、そういう取締り活動をされるんだと思うんですよね。いかに地域住民の方たちに定着させるかというところ、何回すればそれが定着するのかは、またちょっと難しいことなんでしょうが、どれだけ——県下1台しかない機械ですよね。これをいかに効率よく回していくことが大事なのかなと。

地域の交通事故を減らすというところが一番の目的だと思うので、今回32回設置されたというところに対する効果というか、地域住民の反応は、どういうふうに把握していらっしゃるのか、もし何か分かれば教えていただけると。

**○河野交通部長** まず、設置数でございますけれども、この前年度に1基整備をしております、現在のところ保有数は2基でございます。

一つの例でございますけれども、ある小学校の通学路区間において、この移動式オービスを設置して取締りを行いました、それを事前に学校側に、明日、通学時間帯に取締りを行いますということを、学校を通じてPTAの皆さんに学校のメールを利用して周知していただいて、なおかつそのほかの道に車が回り込んでスクールゾーン等を走行しないように、白バイを配置するなどのやり方を取りました。学校側からも保護者の皆様からも、こういうことをしていただけると子供の通学路の安全確保に非常に役立ちますというお声を頂いているところでござい

ます。

いずれにしても検挙を目的というよりも、こういう機器の存在を県民の皆様に広く知っていただくことで、実勢速度、特に子供さんが通る道路の速度を抑制して、事故を防止していくことが設置の目的でございますので、今後もこの2台を、常時稼働するように警察本部のほうで計画を作りまして、各警察署、執行隊に機器を貸し出しておりますので、今後ともその取組を続けていきたいと考えております。

**○二見委員** そうですよね。一番の目的は地域住民の交通安全の意識を上げるといったところなんだと思いますし、スクールゾーン30とかくって、安全レベルを上げようというのもよく分かるんですけども、それだけじゃなくて、交通事故の起きやすいところとか、そういったものに対しては道路の改良とかの対策も必要なのかなと思うところもあります。例えば、私も1回、都城駅前ところで右折禁止で切符を切られたことがあるんですけども、右折レーンに入って、右折禁止という標示があるんですね。その後に右折、右折という標示がされている。非常にこれって分かりづらいなと、右折レーンに入って右折したら駄目というところがあるんですよ。それって普通に考えて、こっちの標識のほうにも右折禁止というのがあって、ここに右折禁止という標示がある。その後に右折、右折というそういう右折レーンがあったりするんですよ。

ルールだから、当然そこを曲がっちゃいけないんですよと言われても、交通量が多いときなんかはそこで止まったりするといけないからということでそうなっているんでしょうけど、ある意味ではトラップに近いなと考えますよね。右折レーンに入って右折してはいけないんです

から。

しかもそこは、パトカーがいつもうろうろしているところで、よく捕まるところなのかなと、そういったところはある意味改良が必要なのかなとも思うし、そういったところであれば道路管理者のほうともよく協議しながら、そういう交通違反が少なくなるような取組というのが必要なんだろうなと。そういったところを総合的に、今後、取り組んでいただきたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

**○河野警務課長** 先ほどの渡辺委員の御質問に対しまして、補足して説明をさせていただきます。

居住地規制の緩和につきましては、令和元年度は試行期間でございましたけれども、平成30年度の数值と比較しまして、通勤手当と単身赴任手当につきましておおよその額が判明しましたので追加でお答えしたいと思います。

通勤手当につきましては1,688万円ほど増額、逆に単身赴任手当につきましては1,806万円ほど減額といったような状況でございます。居住地規制緩和の効果が出ているのだらうと思います。赴任旅費につきましては正確な金額がちょっと把握できておりませんが、恐らく規制緩和ということで少なくなっているものというふうに判断しております。

**○岩切主査** ほかの委員は御質問ありませんか。

**○内田副主査** 400ページの信号機の整備のLED化についてですが、さきの大型台風のときに信号機の停電が多発したんじゃないかと思うんですけど、災害対策などを考えた信号機の設置についてのお考えを聞かせていただきたいと思っております。また、県内で必要な箇所がどれくらいあるのかということも御報告いただければと思っております。

**○垂水交通規制課長** まず、県内に交通信号機は令和元年度末現在で2,379機ございます。そのうちLED化が約半分、今進行している状況であります。さらに信号機の台風等での倒壊を防止するために、現在、もともとコンクリート柱であった信号柱について、約50年間持つ鋼管柱への整備を進めているところであります。

それと、前回の台風10号の際に、信号機が一時的な停電によりまして48か所滅灯しております。ただ、この滅灯に関しましては可搬式の発電機等を現場に持って行きまして早急な復旧対策を取っております。

**○岩切主査** 交通規制課長、1点、今後の必要箇所数という御質疑がありました。

**○垂水交通規制課長** LEDにつきましては、現在、約半数でLED化が進んでおりまして、今後も毎年このLED化を進めて、早急に全信号機のLED化を図っていきたくと考えております。

**○内田副主査** そのLEDは停電対策につながっていくんですか。

**○垂水交通規制課長** 電球式に比べて10倍近い長寿命化が図られます。それと10分の1の電気料、このような効果がございます。

**○内田副主査** ということは、今県内では50%ぐらいの設置数ということで、予算次第だとは思いますが、残り半分を台風等の停電対策にもつながるように設置を進めていくということによろしいですか。

**○河野交通部長** 今、交通規制課長が説明いたしました。LED化は長寿命化なり節電対策には効果があるんですけども、直接的な滅灯対策で進めているわけではございませんので、この信号機の電源付加装置を昨年度は22基整備いたしました。これは、災害等で滅灯になっ

た際に、自動的に発電装置が起動いたしまして、滅灯から点灯に切り替わるといことで、こちらのほうを今後計画的に整備していきたいと考えているところでございます。

○内田副主査 今回の台風で、48か所で可搬式のものを設置された、対応をされたということなんですけど、台風の日の次の朝に信号機が停電しているということで、相談が相次いで、手信号でもいいから早く急いでやってもらいたいというような、ちょうど出勤の時間帯だったということもあって、そういう相談もあったんですけど、警察の方が可搬式で48か所全て対応されたのか、手信号なりの対応をされた場所もあったかどうか、お聞かせいただけますか。

○垂水交通規制課長 先ほどの滅灯箇所のうち、9か所については可搬式の発動発電機を使用して現場での信号の滅灯防止対策を取っております。

○内田副主査 それ以外は。

○垂水交通規制課長 それ以外は、自然復旧ということになります。電気が通じた段階、停電が復旧した段階で。復旧までは現場で警察官が手信号による交通整理等を行っております。

○内田副主査 ということは、39か所は手信号で対応して、9か所のみが可搬式で対応したということですね。さっき48か所と言われましたよね。

○垂水交通規制課長 滅灯した48か所のうちの9か所は、先ほどの可搬式で行ったんですが、残りを全ての警察官が対応したわけではございません。特に交通量の多い交差点等におきましては、警察官が現場に臨場しまして、手信号による交通整理を行ったところもございますが、交通量が比較的少ない山間部等については、停電が自然に復旧した後に、信号については回復

したというふうに見ております。

○内田副主査 今後もこういう大型台風などの災害等も増えると思いますので、なるべく予算の関係もあると思うんですけど、信号機の対応と、それと可搬式などで対応ができないところには、警察の方が来ていただけるだけで安心感もありますし、順調に車の進行もできるのかなということ、危なっかしいなという面も見受けられることがあったので、その点も考えながら今後進めていただきたいなと思いますので、よろしくをお願いします。

○蓬原委員 信号機に関して1件だけ確認ですけど、南海トラフがかなりの確率で発生することが懸念されているわけですが、信号機の耐震は、どの程度まで耐えるというようなところの診断は済んでいるんでしょうか。

というのは、これは台風の場合ですけど、千葉県で、かなり電柱が倒れましたよね。宮崎は同じような台風が来ても倒れないんですよ。それはなぜかという、台風の常襲地帯であって、電柱の立て方がかなり頑丈なんだと、それにサポートの補助的なものまで立てているので。倒れないという評価を国のほうではしているようで。これは台風の場合で、対風圧はそういう問題だったんだけど。

耐震ということについて、例えば信号機が倒れることで、消える以前に倒れてしまうと、これは交通を塞いでしまっていて、いろいろなレスキューを阻害することになるわけですけども、耐震ということについての配慮、その辺りはどうなっているんですか。

○垂水交通規制課長 耐震そのものに関しましてのデータはございません。ただ、先ほどありましたようにコンクリート柱から鋼管柱に今、随時変えております。この鋼管柱化によりまし

て、地震の揺れに対する強さはコンクリートよりははるかに高いと判断しております。

○蓬原委員 日向灘がマグニチュード7でしたかね、確率がかなり高いと言われているわけだけど、想定される地震が発生しても、宮崎県の信号機は倒れることはないという判断をされていると考えてもいいんですか。

○河野交通部長 データ的なもので、例えば建物であれば震度7に耐え得る等の専門的な診断を得てやっているところなんですけれども、この信号柱に関しましては実際のところそのような、専門的な知見を求めたというところはございません。

一般論としまして、コンクリート柱よりもかなり強靱な鋼管柱が、今全体の信号柱の9割を超えております。これによって、耐震化の面についても、バックデータはないんですけれども、強化されているものというふうに判断しているところでございます。

○蓬原委員 大地震があったわけですけど、このときどうだったのかというのも一つのまたデータとしてあると思うので。それともう一つは液状化、いかに頑丈でも液状化してしまうとかかくなるわけで、その知見が今ない、データがないということでしょうけれども、その辺りの視点も一度持っておいていただくとありがたいかなと。そういう情報収集とか、関心を持って、耐震ということについて信号機は大丈夫かという。決算特別委員会の場ですけれども、要望しておきます。

○河野交通部長 またいろいろとデータを集めてみたいと思います。承知しました。

○岩切主査 ほかにございませんですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩切主査 それでは、以上をもって警察本部

を終了いたします。

執行部の皆さん、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後2時6分休憩

---

午後2時9分再開

○岩切主査 分科会を再開いたします。

令和元年度宮崎県電気事業会計決算等について、執行部の説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○井手企業局長 企業局でございます。よろしくをお願いいたします。

それでは、座って説明させていただきます。

お手元に配付しております令和元年度公営企業会計決算審査資料を御覧いただきたいと思います。

めくっていただきまして、表紙裏に目次がございます。1の令和2年9月定例県議会提出議案関係といたしまして3件と、2の提出報告書、そして3の監査結果報告書指摘事項等について御説明をさせていただきます。

なお、それぞれの目次のところに議案書のページを記載しておりますけれども、本日はこの資料で一括して説明させていただきたいと存じます。

1のところでございますが、今回提出しております議案は、丸の2つ目から、議案第20号「令和元年度宮崎県電気事業会計利益の処分及び決算の認定について」、議案第21号「令和元年度宮崎県工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」、そして、議案第22号「令和元年度宮崎県地域振興事業会計資本剰余金の処分及び決算の認定について」の3件でございます。

これらは、地方公営企業法第32条第2項及び

第3項の規定により、利益の処分等について県議会の議決を求めますとともに、同法第30条第4項の規定によりまして、決算の認定をお願いするものでございます。

2の提出報告書でございますが、地方公営企業法施行令第18条の2第2項の規定により、継続費の精算報告を行うものでございます。

それでは、資料の1ページを御覧いただきたいと存じます。

私からは決算の概要について説明させていただきます。

令和元年度の決算につきまして、丸の一番上で概要をまとめておりますけれども、電気事業、工業用水道事業は純利益を計上いたしましたが、地域振興事業は、降雨の影響や新型コロナウイルス感染拡大防止対策に係る臨時休業等により純損失を計上したところでございます。

まず、その下にあります電気事業であります。

供給電力量は、前年度と比べ降雨量が少なかったことから、前年度対比88.2%となったところ です。

なお、決算額は特別修繕引当金の戻入に伴う特別利益により事業収益が増加し、修繕費の減などにより事業費が減少したことから、前年度から増収増益となっております。

(2)の決算額、太枠で囲んでいるところですが、純利益の実績は9億5,834万1,000円となり、前年度対比で115.9%となっております。

その下、工業用水道事業でございます。

常時使用水量は、前年度と比べ臨時的に給水を行っている日向市の使用水量が増加したことから、前年度対比で107.7%となりました。

なお、決算額は、有価証券売却益の減等によりまして事業収益が減少し、減価償却費の増により事業費が増加したことから、前年度から減

収減益となったところであります。

(2)の決算額でございますが、太枠のところ、純利益の実績が8,230万5,000円となり、前年度対比で66.9%となっております。

2ページを御覧いただきたいと存じます。

地域振興事業でございます。

ゴルフコースの利用者は、降雨の影響や新型コロナウイルス感染拡大防止対策に係る臨時休業などによりまして前年度対比で92.1%となりました。

なお、決算額は、指定管理者からの納付金収入の減等によりまして純損失を計上しております。

(2)の決算額、太枠のところでございます。純利益の実績はマイナスの1,234万7,000円を計上しております。

詳細につきましては、総務課長から説明をさせていただきますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

私からは以上でございます。

**○橋本総務課長** それでは、引き続き決算の内容について御説明いたします。

資料の3ページを御覧ください。

議案第20号「令和元年度宮崎県電気事業会計利益の処分及び決算の認定について」であります。

まず、1の事業の概況であります。令和元年度の降雨量は、前年度と比べ少なかったものの、平年を上回る降雨量であったことから、(1)の供給電力量は、太枠の年度計の欄にありますとおり、目標5億3万キロワットアワー余に対し、実績5億276万キロワットアワー余で、達成率は目標の100.5%となっております。

(2)の電力料金収入は、太枠の年度計の欄にありますとおり、目標43億9,957万円余に対し、



実績44億296万円余で、達成率は100.1%となっております。

4ページをお開きください。

2の決算報告書であります。この報告書は、予算額と決算額とを比較するものでありまして、消費税込みの金額を記載しております。

まず、(1)の収益的収入及び支出であります。①の収入を御覧ください。

表の太枠の事業収益(合計)は、予算額54億7,152万円余に対し、決算額55億1,493万円余で、4,341万円余の増となっております。これは主に、九州電力株式会社の株式配当金の増により、財務収益や営業外収益が増えたことなどによるものであります。

また、先ほど局長から説明がありましたが、令和元年度は特別利益として、2億7,244万円余を計上しております。これは、綾第二発電所を大規模改良事業により更新することに伴い、水車発電機の修繕のために引き当てておりました特別修繕引当金を取り崩す必要がなくなったことから、当該引当金を戻入したことによるものであります。これらによりまして、前年度を約1億3,000万円上回る収益を上げたところでございます。

②の支出を御覧ください。

表の太枠の事業費(合計)は、予算額53億755万円余に対し、決算額45億1,740万円余であります。繰越額は1億9,377万円余で、この繰越しの内容は、6月の常任委員会で御報告いたしました渡川発電所大規模改良事業の継続費の通次繰越等によるものでございます。また、不用額は5億9,638万円余で、これは主に、営業費用の修繕費や委託費の入札残などであります。

5ページを御覧ください。

(2)の資本的収入及び支出でございます。

こちらは事業収益を得るために必要な資産等に係る収支を表すものでございます。

①の収入を御覧ください。

表の太枠の資本的収入(合計)は、予算額7,261万円余に対し、決算額7,287万円余となっております。

②の支出を御覧ください。

太枠の資本的支出(合計)は、予算額17億2,868万円余に対し、決算額8億5,725万円余であります。繰越額は3億9,111万円余で、繰越しの内容は、収益的収支と同じく、渡川発電所大規模改良事業の継続費の繰越し等によるものであります。また、不用額は4億8,031万円余で、これは主に、建設改良費のうち、県土整備部が実施する多目的ダム事業の負担金が見込みを下回ったことなどによるものであります。

欄外の米印の2つ目のところを御覧ください。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額につきましては、①から⑤に記載のとおり、建設改良積立金や減債積立金等で補填したところでございます。

6ページをお開きください。

3の損益計算書であります。こちらは消費税抜きの金額を記載してございます。

①の収益の部を御覧ください。太枠の収益合計は51億1,570万円余となっております、その主なものは営業収益の電力料であります。

②の費用の部を御覧ください。太枠の費用合計は41億5,736万円余となっております、主なものは営業費用の水力発電費等であります。

収益合計から費用合計を差し引きました下から3行目の当年度純利益は9億5,834万円余となっております。

この利益に、その下の行に書いてございますその他未処分利益剰余金変動額の4億1,375万円

余、これは減債積立金等の取崩し額でございますが、これを加えました当年度未処分利益剰余金は13億7,209万円余となります。

7ページを御覧ください。

4の貸借対照表であります。こちら消費税抜き金額となっております。

表の左側を御覧ください。

太字で記載しております固定資産と流動資産で構成されます一番下の資産合計は515億4,805万円余となっております。

表の右側を御覧ください。

固定負債と流動負債、繰延収益で構成されます負債合計は74億4,526万円余となっております。

その下の資本金と剰余金、評価・換算差額等で構成されます資本合計は441億278万円余となっております。この結果、表の一番右下の負債資本合計は515億4,805万円余となっております。

8ページをお開きください。

5の剰余金処分(案)であります。

表の上から2行目に記載しております未処分利益剰余金の13億7,209万円余につきましては、処分案でお示しておりますとおり、まず、上から3行目の備考欄にあります減債積立金と建設改良積立金の取崩し額である4億1,375万円余につきましては、資本金へ組み入れたいと考えております。

その下の備考欄でございます当年度純利益分となる残りの金額につきましては、地域振興のための財源となる地方振興積立金に6億7,589万円余、将来の設備投資に備えるための建設改良積立金に2億7,244万円余、緑のダム造成事業積立金に1,000万円をそれぞれ積み立てたいと考えております。

その理由でございますけれども、今回の決算におきまして、特別利益として計上いたしました2億7,244万円余につきましては、もともと綾第二発電所の発電機の修繕のために引き当てていたものでございまして、これは大規模改良工事の財源となります建設改良費に積み立てることが適当であると考えたところでございます。

また、緑のダム造成事業積立金につきましては、3億円の目標額といたしまして、毎年度1,000万円ずつ積立てをしてきておりますことから、これまでどおりの積立てを行いたいと考えているところでございます。その上で、残りの剰余金6億7,589万円余につきましては、地域振興のための財源となります地方振興積立金に積立てを行いたいと考えたところでございます。

参考といたしまして、下の表に処分案によります処分後の資本金及び各積立金の令和2年度末の残高見込みを記載しております。

9ページをお願いいたします。

続きまして、議案第21号「令和元年度宮崎県工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」でございます。

まず、1の事業の概況でございますが、常時使用水量は、細島工業団地の工場等に加え、日向市への臨時的な給水量が当初の見込みを上回ったことによりまして、(1)の給水状況でございますが、太枠の年度計の欄にありますとおり、表の左から3列目になりますが、常時使用水量の目標2,171万立方メートル余に対し、その横の実績は2,360万立方メートル余で、達成率は右から3列目、108.7%となっております。

その結果、(2)の給水料金収入は、太枠の年度計の欄にありますとおり、目標3億2,005万円余に対し、実績3億3,763万円余で、達成率は105.5%となっております。

10ページをお開きください。

2の決算報告書でございます。

まず、(1)収益的収入及び支出でございます。

①の収入であります。

太枠の事業収益(合計)は、予算額3億9,097万円余に対し、決算額4億1,706万円余で、2,608万円余の増となっております。これは主に、給水量が増加したことにより、営業収益が増加したことや、受取利息等の営業外収益が増えたこと等によるものであります。

②の支出を御覧ください。

太枠の事業費(合計)は、予算額3億7,062万円余に対し、決算額3億1,038万円余であります。

繰越額は1,447万円余で、これは6月の常任委員会で御報告をいたしました工業用水道事業の高速擬集沈殿地設備更新工事の継続費の繰越しによるものでございます。

また、不用額は4,575万円余で、営業費用の修繕費や委託費の入札残などによるものでございます。

11ページを御覧ください。

(2)資本的収入及び支出であります。

①の収入でございますが、資本的収入はございません。

②の支出を御覧ください。

太枠の資本的支出(合計)は、予算額6億4,010万円余に対し、決算額3億9,283万円余であります。

繰越額は2億689万円余で、収益的収支と同じく、高速擬集沈殿地設備更新工事の継続費の繰越しによるものでございます。

また、不用額は4,037万円余で、建設改良費の工事の入札残等によるものであります。

欄外の2つ目の米印を御覧ください。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額に

つきましては、①から④に記載しておりますとおり、減債積立金や借入金償還積立金等で補填したところでございます。

12ページをお開きください。

3の損益計算書でございます。

①の収益の部を御覧ください。表の太枠の収益合計は3億8,117万円余となっております。主なものは営業収益の給水収益であります。

②の費用の部を御覧ください。太枠の費用合計は2億9,886万円余となっております。主なものは営業費用の運転費であります。

収益合計から費用合計を差し引きました当年度純利益は、下から3行目ではありますが、8,230万円余となっております。

この利益に、その下の行のその他未処分利益剰余金変動額の6,423万円余、これは減債積立金と借入金償還積立金の取崩し額でございますが、これを加えました当年度未処分利益剰余金は1億4,653万円余となります。

13ページを御覧ください。

4の貸借対照表であります。

表の左側を御覧ください。太字で示しております固定資産と流動資産で構成されます一番下の資産合計は44億2,152万円余となっております。

表の右側を御覧いただきまして、固定負債と流動負債、それから繰延収益で構成されます負債合計は27億509万円余となっております。

その下の資本金と剰余金で構成されます資本合計は17億1,643万円余となっております。この結果、表の一番右下の負債資本合計は44億2,152万円余となっております。

14ページをお開きください。

5の剰余金処分(案)でございます。

表の上から2行目にございます未処分利益剰

余金1億4,653万円余につきましては、処分案の1行目にありますとおり、資本金に借入金償還積立金等の取崩し額である6,423万円を組み入れることとし、当年度純利益分の8,230万円余につきましては借入金償還の財源とするため、借入金償還積立金へ積み立てたいと考えております。

参考といたしまして、下の表に処分案による処分後の資本金と借入金償還積立金の令和2年度末の残高見込みを記載してございます。

続きまして、15ページをお願いいたします。

議案第22号「令和元年度宮崎県地域振興事業会計資本剰余金の処分及び決算の認定について」であります。

まず、1の事業の概況であります。降雨の影響や新型コロナウイルス感染拡大防止対策に係る臨時休業等により、年間利用者数は(1)のゴルフコース利用状況の表の太枠の年度計の欄にありますとおり、目標、3万1,500人に対し、実績は、平日、休日の合計で2万4,882人でございまして、目標に対する達成率は79.0%となっております。

これは、表の右側の達成率の段にありますとおり、雨天の影響によりまして、7月から9月の利用者数が目標の7割程度であったことや、3月に新型コロナウイルス感染患者が発生したことに伴いまして、感染拡大防止のため、25日間の臨時休業を行ったことなどによるものでございます。

その結果、(2)の施設利用料収入は、目標の1,819万円余に対し、実績は248万円余となり、達成率は13.6%となりました。

16ページをお開きください。

2の決算報告書でございまして。

(1)の収益的収入及び支出であります。①の収入でございまして。太枠の事業収益(合計)

は、予算額1,191万円余に対し、決算額641万円余で、550万円余の減となっております。これは主に、指定管理者からの納付金が減額となったことによるものであります。

②の支出を御覧ください。

太枠の事業費(合計)は、予算額2,214万円余に対し、決算額1,796万円余、不用額417万円余となっております。

17ページを御覧ください。

(2)の資本的収入及び支出であります。

①の収入でございまして。太枠の資本的収入(合計)は、予算額70万円余に対し、決算額2万円余で、67万円余の減となっております。

これは、第3期の指定管理者でありました一般財団法人一ツ瀬川県民スポーツセンターからの公益目的支出計画に基づく寄附金70万円を予算計上しておりましたが、先日の常任委員会で御説明いたしましたとおり、当該法人が令和元年6月に解散したため、見込んでいた寄附が行われなかったことによるものでございます。

②の支出を御覧ください。

太枠の資本的支出(合計)は、予算額3,420万円余に対し、決算額1,873万円余であります。繰越額は763万円余で、これは6月の常任委員会で御報告いたしました一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設環境整備事業に係る建設改良費を繰り越したものでございます。

不用額は、備品購入の際の入札残などで783万円余となっております。

欄外の米印を御覧ください。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額につきましては、①から③に記載しておりますとおり、借入金償還積立金等で補填したところでございます。

資料の18ページをお願いいたします。

3の損益計算書でございます。

①の収益の部を御覧ください。

太枠の収益合計は553万円余であります。

主なものは営業収益の施設利用料で、指定管理者からの納付金であります。また、営業外収益の主なものは受取利息等でございます。

②の費用の部を御覧ください。

太枠の費用合計は1,788万円余で、主なものは営業費用の施設管理費でございます。

この結果、当年度純利益はマイナス1,234万円余となったところでございます。これに、その下の行のその他未処分利益剰余金変動額の65万円余、これは備考欄に記載のとおり、借入金償還積立金の取崩し額でございますが、これを加えました当年度未処理欠損金は1,169万円余となったところでございます。

19ページをお願いいたします。

4の貸借対照表であります。

表の左側でございます太文字で記しております固定資産と流動資産で構成されます資産合計は8億7,081万円余となっております。

表の右側、まず上のほうです。固定負債と流動負債、繰延収益で構成されます負債合計は7億5,430万円余となっております。

その下の資本金と剰余金で構成されます資本合計は1億1,650万円余となっており、この結果、表の一番右下の負債資本合計は8億7,081万円余となったところでございます。

20ページをお開きください。

5の欠損金処理(案)でございます。

令和元年度に発生いたしました未処理欠損金の処理につきましては、資本剰余金及び利益積立金から繰り入れることとしたいと考えております。

表中にございます未処理欠損金1,169万円余を

補填するため、今回、議会の議決をいただきまして、資本剰余金にございます全額5,000円余を繰り入れるとともに、地方公営企業法第32条の2の規定によりまして、欠損を補填するために積立てをしております利益積立金の全額525万円余を未処理欠損金に繰り入れることとしたいと考えております。

その結果、処理後残高となります642万円余は次年度に繰り越すこととなります。

21ページを御覧ください。

参考といたしまして、令和元年度における企業局から知事部局等への経費支出額を記載しております。

令和元年度は、地方振興積立金からの一般会計への繰り出しはございませんでしたが、多目的ダム管理費や水利使用料など、知事部局や市町村に対しまして、下の太枠で囲んでおりますとおり、合計10億円余を支出したところでございます。

提出議案に係る説明は以上でございます。

続きまして、提出報告書について御説明します。

別冊の令和2年9月定例県議会提出報告書(追加)の5ページをお願いいたします。

別紙2、令和元年度宮崎県公営企業会計(電気事業)継続費精算報告書でございます。

報告の対象となる事業は、上祝子発電所発電機自動制御装置更新工事でございます。

この事業は、上祝子発電所の発電機自動制御装置につきまして、設置から22年を経過し、更新する必要があったことから、平成30年度と令和元年度の2か年で更新工事を行ったものでございます。

上の表は事業費の営業費用でございます。こちらは既存の自動制御装置の除却に伴う費用で

ございますけれども、全体計画の年度割の計31万円余に対しまして、実績の支払義務発生額は30万円余となりました。

また、下の表は資本的支出の建設改良費でございますが、こちらは新しい自動制御装置の設置に伴う費用でございます。こちらは全体計画の年度割額の計7,354万円余に対しまして、実績の支払義務発生額は7,313万円余となったところでございます。

提出報告書に関する説明は以上でございます。

続きまして、決算審査資料にお戻りいただきまして、最後のページ、22ページをお願いいたします。

3、令和元年度企業局に係る監査結果報告書指摘事項等についてでございます。

今回の監査におきまして、指摘事項はございませんでした。

なお、ここに記載しております注意事項2件につきましましては、監査後速やかに改善策を講じたところでございます。

また、監査委員の決算審査意見書に関しまして、特に報告すべき事項はございません。

企業局が所管します3会計の令和元年度決算審査に関する説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○岩切主査 執行部の説明が終了しました。

委員の皆様から質疑はありませんでしょうか。

○渡辺委員 工業用水道に関してですが、ちょっと話がこんがらがって分かりにくくなっているんですけど、日向市への臨時的な給水を行ったことで目標を達成することができたという説明でしたが、これは前に聞いたと思うんですけど、日向市の臨時的給水は何の目的だったのかということ。それと、給水状況を見ていると、11月期、12月期が目標値に対して大きく増となって

いますので、単純に言えば、この辺りの時期の増分が日向市への臨時的給水で、全体目標で行っても5%ほど多く上がっている分が臨時的給水と理解すればいいのか。つまり、そこを差し引いたときに、工業用水道の臨時的な給水がなかった場合には、実は目標を達成できていないというような状況なのかを確認したいと思っています。

○宮田経営企画室長 日向市への臨時的給水の内容について御説明いたします。

この給水は、日向市の事業でございます富島幹線用水路整備事業に伴いまして、耳川から取水して日向市に送っている導水トンネルの補修工事を行っておりました。この工事期間中に断水が生じるために並行して走っております工業用水道のトンネルの出口から臨時的に給水を行ったものでございます。当初は2か月間の給水予定でございましたが、実際には11月から2月の4か月の給水となったことによりまして、給水量が増えたものでございます。

もう1点は、日向市への給水がなかった場合に赤字だったかということでございますでしょうか。

○渡辺委員 単純に言えば。

○宮田経営企画室長 日向市への給水がなかった場合はその分減収ということになりますので……。確認いたします。

○岩切主査 確認するそうです。

○渡辺委員 給水した量が幾らなのかということを含めて、例えば、日向市に臨時的に給水するために、本来であれば工業用水に回すようなところと御相談したり、調整したりして水を確保するというようなこともあり得るのかもしれないですし、その辺を含めて。

○橋本総務課長 お答えいたします。

当年度純利益が8,230万円余でございますが、

そのうち日向市への給水によります料金は4,077万円余でございまして、差し引きましても4,000万円余の黒字になります。

○**渡辺委員** 分かりました。ちょっと勉強のために教えていただきたいんですが、日向市への給水の料金は、ふだん、基本的な契約を結んでいるような額と比べて同じ水準で出すものなのか、何かほかに配慮があるような形の額で出すものなのかはどうなのでしょう。

○**宮田経営企画室長** 日向市への臨時給水にしましては、ほかのユーザーの皆様と同じ料金で設定させていただいております。

○**渡辺委員** もう1点だけ、他のユーザーと一緒にということでしたが、例えば、この工業用水道はほかに水路が通っていないところではこんな使い方はできないと思うんですけれども、例えば、日向市とは今回のことだけではなく、何らかの理由で日向市の水道が安定的に供給できないようなことがあるときには、県の工業用水道とこういう水のやり取りをすとか、場合によっては、こういうふうユーザーとしてお金を払って使うというようなことについて、何らかの契約が結ばれているのか。それとも、今回、あくまでも極めて突発的なこととして、ちょうどいいところに工業用水が通っているから日向市から個別にお話があって成り立ったというようなことなのか、それとも何らかの土台があるのかを教えてください。

○**宮田経営企画室長** 日向市への臨時給水につきましては、たまたま導水路が並行して通っているということに基づいて行っているものでありまして、特段、何らかの協定があったりとかそういうことに基づいてやっていることではございません。

○**渡辺委員** ついでに伺いますが、日向市への

給水は、工業用水道が始まって初めてのことでしたんですか。これまで例があるんですか。

○**宮田経営企画室長** 日向市の導水路の補修工事については継続的に行っておりまして、現在、令和元年度は第4期ということになっております。給水を開始したのが平成17年度なんです、それ以前に、導水路の落盤事故によりまして平成15年の5月に給水したという実績がござい

ます。○**渡辺委員** 分かりました。平成15年度の件は突発的な出来事としてあって、ちょっと私、認識が足りていませんでしたが、この水の供給は平成17年度以降、空いている期間がところどころあるのかもしれませんが、日向市の方針に合わせて、数回にわたって行われてきていると理解していいということですか。

○**宮田経営企画室長** 継続的に行っているところとござい

ます。○**渡辺委員** 分かりました。ありがとうございます。

○**岩切主査** 他に質疑はありませんでしょうか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○**岩切主査** それでは、以上をもって企業局を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後2時51分休憩

---

午後3時1分再開

○**岩切主査** 分科会を再開いたします。

令和元年度決算について、執行部の説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後にお願いをいたします。

○**日隈教育長** 教育委員会でございます。どう

ぞよろしく願いいたします。座って説明させていただきます。

それでは、早速でございますが、教育委員会の令和元年度決算について御説明させていただきます。

お手元のA4版の横方向の資料、決算特別委員会資料をお願いいたします。

表紙をおめくりいただきまして、1ページ目を御覧ください。

それでは、未来みやざき創造プランに基づく施策の体系表により、主要施策についてまず御説明申し上げたいと思います。

教育委員会では、体系表の左上にありますように、宮崎県総合計画、未来みやざき創造プランの3つの分野別施策の中で、「人づくり」に係る部門別の計画といたしまして宮崎県教育振興基本計画を策定しているところであります。

この基本計画のスローガンであります「未来を切り拓く心豊かでたくましい宮崎の人づくり」の推進に向けまして、4つの基本目標を設定いたしまして、令和元年度は右側に掲げておりますような事業に取り組んだところであります。事業については省略させていただきます。

続きまして、2ページを御覧ください。

決算の数値の関係でございますが、教育委員会全体の令和元年度歳出決算の状況について御説明いたします。

まず、一般会計でございますが、表の下から5段目の網掛けの行、一般会計の計の欄を御覧ください。予算額1,065億4,410万4,000円に対しまして、支出済額1,052億2,024万23円、不用額が差引きの8億2,591万977円となります。執行率は98.8%でございます。

次に、特別会計でございますが、表の下から4段目と3段目の括弧内に示しておりますけれ

ども、県立学校実習事業及び育英資金の2つの特別会計がございます。

下から2段目の網掛けの行、特別会計の計の欄で御説明いたします。

下から2番目になります。合計で、予算額が21億7,090万9,000円でございます。支出済額が8億6,374万3,459円でございます。不用額が差し引き13億716万5,541円、執行率が39.8%となります。

最後に、ちょっと飛びますけれども、31ページをお開きいただきたいと思います。

31ページから32ページにかけてでございますが、監査結果報告書における指摘事項及び注意事項の22件について記載させていただいております。これらの指摘事項等に対しましては、直ちに改善を図ったところであります。

次に、お手元の別冊でございますが、令和元年度宮崎県歳入歳出決算審査意見書の45ページになるんですけれども、1件の審査意見がありました。

これにつきましては、後ほど関係課長から説明申し上げますが、記載のとおり、育英資金貸付金について、償還促進の対策が講じられておりまして、収入未済額が減少しているけれども、引き続き努力が望まれるというような内容の審査意見がございました。

私からの説明は以上であります。詳細につきましては、それぞれの担当課・室長のほうから説明いたしますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

**○川北教育政策課長** まず、教育政策課につきまして御説明させていただきます。

お手元の決算特別委員会資料の教育政策課のインデックスのところ、3ページをお開きください。



一番上の(款)教育費の欄でございます。

令和元年度の教育政策課の一般会計予算額は31億4,511万6,000円、支出済額は31億2,457万9,809円、不用額は2,053万6,191円、執行率は99.3%となっております。このうち、(目)の不用額が100万円以上のものにつきまして御説明をさせていただきます。

同じ3ページの中ほどにございます(目)事務局費の不用額が1,279万6,970円となっております。主なものは、事務局職員の職員費などの執行残であります。

次に、4ページを御覧ください。

中ほどにあります(目)社会教育総務費の不用額が558万3,871円となっております。これは、事務局職員の職員費の執行残であります。

なお、(目)の執行率で90%未満のものはございません。

次に、主要施策の成果についてでございます。

お手元の主要施策の成果に関する報告書、教育政策課のインデックスのところ、351ページをお願いいたします。

2の未来を担う人財が育つ社会の(1)県民が生涯を通じて学び、教育に参画する社会づくりの推進についてであります。

ページ中ほどのテレビ教育広報事業ですが、これはMR TとUMKの2局において教育委員会の取組についての番組を制作、放送し、県民への周知を行うもので、令和元年度はMR Tで52回、UMKで16回の放送を行っております。

テレビ広報による情報発信につきましては、映像の効果的な活用により、幅広い世代が年間を通して定期的に視聴できるなど、その効果は大きいものと考えております。

今後も、より多くの県民に興味を持ってもら

えるような番組づくりに努め、県民の教育に対する理解を深めながら、県民総ぐるみによる教育を推進してまいりたいと考えております。

主要施策の成果につきましては、以上でございます。

最後になりますが、監査委員の決算審査意見書に関して、特に報告すべき事項はありません。

教育政策課は以上でございます。

**○四位財務福利課長** 財務福利課につきまして御説明いたします。

資料替わりまして、決算特別委員会資料の財務福利課のインデックスのところ、6ページをお願いいたします。

まず、表の一番上を御覧ください。

一般会計についてであります。予算額38億4,399万6,000円に対しまして、支出済額38億354万4,986円、不用額4,045万1,014円、執行率は98.9%となっております。このうち、(目)の不用額が100万円以上のもの及び執行率が90%未満のものについて御説明を申し上げます。

同じ表の上から4段目を御覧ください。(目)事務局費の不用額が521万541円となっております。主なものは、教職員住宅の修繕費等の執行残であります。

次に、7ページをお願いいたします。

表の一番上の(目)教職員人事費の不用額が196万4,944円となっております。主なものは、職員の健康管理事業に係る経費が見込みを下回ったことによる執行残であります。

次に、表の下から4段目、(目)恩給及び退職年金費の不用額が114万8,302円となっております。主なものは、恩給受給者の死亡に伴う恩給支給額の減少によるものであります。

次に、8ページをお願いいたします。

表の上から2段目、(目)高等学校管理費の不

用額が1,216万5,444円となっております。これは、県立高校38校等の一般運営費等の執行残であります。

次に、9ページをお願いいたします。

表の上から2段目、(目)特別支援学校費の不用額が208万204円となっております。これは、特別支援学校13校の一般運営費の執行残であります。

次に、10ページをお願いいたします。

表の上から3段目、(目)文教施設災害復旧費の不用額が1,715万8,317円、執行率が32.7%となっております。これは、台風などにより被害を受けた教育施設等の災害復旧に要する経費の執行残であります。

次に、11ページをお願いいたします。

ここからは特別会計になります。

まず、県立学校実習事業特別会計であります。

表の上から3段目、(目)高等学校管理費の不用額が6,306万9,356円、執行率が74.8%となっております。主なものは、施設設備の修繕料の執行残や燃料費の節減等によるものであります。

次に、12ページをお願いいたします。

育英資金特別会計であります。

表の上から3段目、(目)事務局費の不用額が12億4,409万6,185円、執行率が35.2%となっております。主なものは、貸付予算額と実績額の差額によるものなどであります。

次に、主要施策の成果についてであります。

資料が替わりまして、主要施策の成果に関する報告書、財務福利課のインデックスのところ、352ページをお開きください。

2の未来を担う人財が育つ社会の(3)教育を支える体制や環境の整備・充実についてであります。

主なものにつきまして御説明を申し上げます。

表の上のほうの維持管理であります。これは、県立学校54校の老朽化対策工事や空調設備の整備等を実施したものであります。これにより、県立学校の普通教室の空調が完備されるなど、教育環境の改善が図られたところであります。

次に、その下の育英資金貸与であります。

育英資金につきましては、一般育英資金が1,931人、僻地育英資金が93人、合わせて2,024人に貸与したところであります。

今後とも、就学が困難な生徒への支援を推進してまいります。

次に、353ページをお願いいたします。

学校職員健康づくり推進であります。

これは、教職員が能力を十分発揮できる環境の整備を行うため、メンタルヘルス研修を609人に実施したり、各種健康指導や健康相談事業を行ったりしたものであります。今後とも、教職員の心身の健康管理の充実を図ってまいります。

主要施策の成果につきましては以上であります。

次に、監査委員の決算審査意見書についてであります。

お手元の令和元年度宮崎県歳入歳出決算審査意見書の45ページをお願いいたします。

(11)育英資金特別会計についてであります。

ページの下のほうにあります意見・留意事項等におきまして、「貸付金の償還促進については様々な対策が講じられており、収入未済額は前年度に比べ減少している。今後も引き続き償還促進についての努力が望まれる」という意見を頂いております。

令和元年度は滞納未然防止の一層の強化を行ったり、長期滞納者等に対して法的措置の実施や回収困難な案件の弁護士委託などの対策を講じたりしたところであります。

こうした取組により、毎年5,000万円程度増加していた収入未済額について、令和元年度は約3,000万円の減少とすることができたところであります。

今後とも、新たな滞納の未然防止と収入未済額の縮減に引き続き努めてまいりたいと考えております。

財務福利課は以上でございます。

**○押方高校教育課長** 高校教育課分について御説明いたします。

お手元の決算特別委員会資料にお戻りいただきまして、高校教育課のインデックスのところ、13ページをお願いいたします。

一番上の(款)教育費の欄でございますが、高校教育課の予算額は39億1,718万1,000円で、支出済額が33億8,084万3,256円、翌年度繰越額が4億9,795万3,000円、不用額が3,838万4,744円、執行率は99.0%となっております。このうち、(目)の不用額が100万円以上のものについて御説明申し上げます。

なお、執行率が90%未満の(目)はございません。

まず、表の3行目、事務局費の不用額948万9,202円であります。これは主に、授業料以外の教育費に充当する奨学のための給付金に係る実績額が見込みを下回ったことによる扶助費の執行残であります。

次に、下の14ページを御覧ください。

表の1行目、教育指導費の不用額2,101万5,931円あります。主なものとしまして、職員の出張等が見込みを下回ったことによる旅費及びキャリア教育によるみやぎの次世代を担う人財育成事業において、年度末に予定していた事業が、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止になったこと等による委託料の執行残

であります。

次に、同じページの表の中ほどより少し下の高等学校総務費の不用額251万3,806円あります。これは主に、入試問題作成事務に係る印刷等の需用費の執行残であります。

次に、15ページをお開きください。

表の1行目、教育振興費の不用額は455万9,887円あります。主なものといたしまして、職業系高校生と企業をつなぐ人財育成事業において、校外実習で使用する消耗品費等の需用費及び校外実習における外部指導者への報償費の執行残であります。

次に、主要施策の成果についてであります。

お手元の主要施策の成果に関する報告書の高校教育課のインデックスのところ、355ページをお開きください。

2、未来を担う人財が育つ社会の(2)社会を生き抜く基盤を培い、未来を担う人財を育む教育の推進についてであります。

356ページをお開きください。

表の1段目、新規事業、県立高校を核としたまち・ひと・しごと創生推進では、コミュニティースクールを設置した県立高校5校において、地元地域と協働し、その地域の課題等を探求する学習モデルの研究に取り組んでまいりました。

また、ひむか人財育成セミナーとして、宮崎大学等と連携して開設した2つのコースに、延べ1,119人の高校生の参加があり、本県の未来の担い手育成に向けた取組を実施したところであります。

次に、右の357ページを御覧ください。

表の3段目、新規事業、キャリア教育によるみやぎの次世代を担う人財育成では、教育研修センターにキャリア教育コーディネーターを5名配置し、県及び全市町村におけるキャリア

教育推進体制の確立に努めております。

また、早い段階でのキャリア形成を推進するため、中高生が社会人や大学生との対話を行う対話型動機付けキャリア教育プログラム「ひなた場」の実施や、ビジネス現場を体験するジョブシャドウイングを実施したところであります。

主要施策の成果につきましては、以上であります。

なお、監査委員の決算審査意見書に関しましては、特に報告すべき事項はございません。

高校教育課からの説明は、以上でございます。

**○吉田義務教育課長** 義務教育課分について御説明いたします。

決算特別委員会資料にお戻りいただきまして、義務教育課のインデックスがあります16ページをお願いいたします。

一番上の教育費の欄でございますが、予算額は9,659万円、支出済額が8,785万8,227円、不用額が873万1,773円、執行率は91.0%です。このうち、(目)の不用額が100万円以上または執行率が90%未満のものについて御説明いたします。

表の5行目、教育指導費の不用額が867万984円であります。これは主に、初任者研修における教職員に対する旅費、また同じく、教職員10年経過研修等における教職員に対する旅費の実績額が見込みを下回ったことによる執行残でございます。

委員会資料につきましては、以上であります。

次に、主要施策の成果についてであります。

主要施策の成果に関する報告書にお移りいただきまして、義務教育課のインデックスのあります363ページをお願いいたします。

2、未来を担う人財が育つ社会の(2)になりますが、表の中の子供の学びを支える学力向上推進について御説明いたします。

毎年4月に実施されます全国学力・学習状況調査において、小、中学校ともに課題が見られておりますことから、市町村教育委員会と連携して学力向上に取り組むため、授業改善を目的とした重点支援校50校を指定しまして、延べ175回の重点支援訪問を実施いたしました。

さらに、本県独自のみやぎき小中学校学習状況調査を実施するとともに、集計システムによる分析を基に、学力アップ協議会を開催し、県内の教諭等を対象に授業づくり研修会を実施いたしました。

その結果、教員の課題を踏まえた授業改善への意識の変容が見られるようになるとともに、授業が分かると答えた児童生徒の割合も増えてまいりました。

主要施策の成果につきましては、以上であります。

なお、監査委員の決算審査意見書に関して、特に報告すべき事項はありません。

義務教育課からは以上であります。

**○松田特別支援教育課長** 特別支援教育課でございます。

決算特別委員会資料にお戻りいただきまして、特別支援教育課のインデックスのところ、17ページをお開きください。

表の一番上の教育費の欄でございますが、予算額は4億3,251万1,000円で、支出済額が4億518万3,450円、不用額は2,732万7,550円、執行率は93.7%です。このうち、(目)の不用額が100万円以上のもの及び執行率が90%未満のものについて御説明いたします。

中ほど10段目、教育指導費の不用額484万5,523円についてであります。主なものは、特別支援学校医療的ケア実施事業、県立高等学校生活支援充実事業における看護師や介助員の報酬等の

執行残であります。

次のページを御覧ください。

表の1段目、特別支援学校費の不用額2,202万9,999円であります。これは主に、特別支援教育就学奨励費事業における扶助費の執行残であります。

次に、表の下から2段目、保健体育総務費の執行率が75.5%であります。これは、要保護及び準要保護児童生徒への医療費等の扶助費の実績額が見込みを下回ったためであります。

続きまして、主要施策の成果についてであります。

お手元の主要施策の成果に関する報告書の特別支援教育課のインデックスのところ、367ページを御覧ください。

表の3段目、新規事業、夢×人×地域「社会とつながる特別支援学校」推進事業についてであります。

大学や医療機関等の専門家を活用することで、教員の専門的指導力を高めることができました。

また、幼稚部から高等部までの児童生徒等を対象にした基本的生活習慣の評価表でありますライフスキルチェック表及び障がいのある人の働きやすい環境づくりや、障がいに応じた支援の方法をまとめた「ともにたたくガイドブック」の作成委員会を開催いたしました。

最後に、監査委員の決算審査意見書に関しましては、特に報告すべき事項はありません。

特別支援教育課の説明は以上でございます。

**○東教職員課長** 教職員課分につきまして御説明いたします。

決算特別委員会資料にお戻りいただき、教職員課のインデックス、19ページを御覧ください。

(款)教育費の欄であります。予算額は926億6,906万4,000円、支出済額は920億7,317

万4,714円、不用額は5億9,588万9,286円、執行率は99.4%となっております。このうち、(目)の不用額が100万円以上のものにつきまして御説明いたします。

まず、(目)教職員人事費の不用額が3億1,944万3,379円となっております。この不用額の主なものは、退職手当費の執行残であります。

次に、下から5段目の(項)小学校費、(目)教職員費の不用額が6,828万6,552円。

20ページを御覧ください。

上から2段目の(項)中学校費の(目)教職員費の不用額が1億706万6,664円、中ほど8段目の(目)高等学校総務費の不用額が6,357万9,542円、下から5段目の(目)特別支援学校費の不用額が3,751万3,149円となっております。これらの不用額の主なものは、いずれも教職員の給料及び職員手当等の執行残であります。

なお、(目)の執行率が90%未満のものはございません。

続きまして、主要施策の成果についてであります。

主要施策の成果に関する報告書の教職員課のインデックス、369ページを御覧ください。

2、未来を担う人財が育つ社会の(3)教育を支える体制や環境の整備・充実についてであります。

まず、表の1番目にあります、学び続ける教職員のキャリア形成推進でございます。

令和元年度は、他の教員の模範となるスーパーティーチャーを17人委嘱し、授業公開や各種研修会等により教員の授業力向上に取り組んだところであります。

また、教員を希望する学生や講師等を対象とした宮崎教師道場の実施などを通して、養成期における人材の実践力向上を図ったところでござ

ございます。

次に、表の2番目にあります新規事業、スクール・サポート・スタッフ配置でございます。

教員の事務負担軽減の効果を検証するため、令和元年度は、小学校16校、中学校14校、計30校にスクール・サポート・スタッフを配置したところでございますが、平成30年度との勤務時間比較が可能な学校15校中12校、80%に当たりますが、その学校で時間外業務時間の縮減が図られたところであります。

また、教職員への意識調査においても、スタッフの配置により、「授業を中心とした教育活動に専念できる環境づくりが進んでいる」と感じている教職員が増加していることから、児童生徒と向き合う時間の確保につながったものと考えております。

最後に、監査委員の決算審査意見書に関しては、特に報告すべき事項はございません。

教職員課は以上でございます。

○**新生涯学習課長** 生涯学習課でございます。

決算特別委員会資料にお戻りいただきまして、生涯学習課のインデックスのところ、21ページをお開きください。

一番上の(款)教育費の欄でございますが、生涯学習課の予算額は5億6,963万3,000円、支出済額は5億6,193万4,765円、不用額は769万8,235円、執行率は98.6%となっております。このうち、(目)の不用額が100万円以上のものにつきまして御説明いたします。

まず、21ページの上から3段目、(目)社会教育総務費の不用額は271万8,862円となっております。主なものは、各事業の研修講師に対する謝金の執行残や職員旅費の節減等による旅費の執行残及び課内の消耗品等の需用費の執行残であります。

次に、22ページを御覧ください。

(目)図書館費の不用額は249万4,674円となっております。主なものは、県立図書館における職員旅費の節減等による旅費の執行残や光熱水費等の需用費の執行残であります。

次に、23ページをお開きください。

(目)美術館費の不用額は248万4,699円となっております。主なものは、県立美術館における臨時休館に伴う監視員等の賃金の執行残や光熱水費等の需用費の執行残であります。

なお、(目)の執行率が90%未満のものは該当がございません。

次に、主要施策の成果について御説明いたします。

お手元の主要施策の成果に関する報告書の生涯学習課のインデックスのところ、371ページをお開きください。

2、未来を担う人財が育つ社会の(1)県民が生涯を通じて学び、教育に参画する社会づくりの推進についてであります。

改善事業、みやざき家庭教育サポート推進では、リーフレット等での周知・広報によるみやざき家庭教育サポートプログラムの普及や、トレーナー養成の研修による人材育成を図りました。この取組により、当プログラムを活用した講座が136講座実施されました。

みやざき地域学校パートナーシップ推進では、地域学校協働活動事業等の3つの補助事業を行い、地域全体で子供の学びを支援するための体制整備の充実を図りました。

また、学校と地域の連携・協働を県内全域に普及するため、県民総ぐるみ教育推進研修会を県内7地区で実施いたしました。

次に、375ページをお開きください。

3、文化・スポーツに親しむ社会の(1)文

化の振興についてであります。

表の2段目、改善事業、旅する美術館・わくわくアート(タビビ)では、日南市と綾町を会場に、県立美術館の収蔵品の展示と解説、美術作家によるワークショップなどを実施し、県民が気軽に本物の美術作品に触れる機会や創作体験、美術作家との交流ができる場の提供に努めました。

主要施策の成果につきましては、以上でございます。

なお、監査委員の決算審査意見書に関して特に報告すべき事項はありません。

生涯学習課の説明は以上でございます。

**○押川スポーツ振興課長** スポーツ振興課分を御説明いたします。

決算特別委員会資料のスポーツ振興課のインデックスのところ、24ページをお開きください。

一番上の(款)教育費の欄でございますが、予算額は10億150万2,000円、支出済額は9億2,365万964円、不用額は7,785万1,036円、執行率は92.2%であります。このうち、(目)の不用額が100万円以上のもの及び執行率が90%未満のものにつきまして御説明いたします。

24ページの上から3段目、(目)保健体育総務費の不用額は7,000万7,396円、執行率は88.3%であります。この不用額の主なものにつきましては、負担金・補助及び交付金でありまして、日本スポーツ振興センター共済給付金に係る執行残でございます。

続きまして、25ページの上から1段目を御覧ください。

(目)体育振興費の不用額が772万5,130円あります。主なものにつきましては、上から5段目の旅費228万1,781円ありますが、これは、国民体育大会派遣費等に係る執行残でございます。

す。

続きまして、下から6段目の負担金・補助及び交付金392万4,694円ありますが、これは、国体選手強化事業につきまして、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、3月に開催予定でありました選抜大会が中止となったことにより、大会派遣旅費等が不要となったこと等によるものでございます。

続きまして、主要施策の成果についてでございます。

主要施策の成果に関する資料のスポーツ振興課のインデックスのところ、377ページをお開きください。

主なものにつきまして御説明いたします。

1ページめくっていただきまして、378ページの3、文化・スポーツに親しむ社会の(2)スポーツの推進についてですが、まず、下の表の3番目にあります改善事業、みやざきの子ども体力アップ支援事業では、全公立学校で体力向上プランを作成し、体力向上の計画的な取組を推進するなど、児童生徒の体力向上に努めました。

続きまして、380ページを御覧ください。

表の1番目にあります改善事業、世界へはばたけ!宮崎ワールドアスリート発掘・育成プロジェクトでは、在籍しますアスリート生に対しまして様々な育成プログラムを実施し、資質向上に努めました。

また、次年度4月から活動を始める5期生として、県内の小学校4年生と5年生、合わせて244名のオーディションを行い、27名を認定しました。本事業を終了しました高校1年生がJOCジュニアオリンピックカップ大会で優勝するなど、一定の成果も残しております。

続きまして、表の一番下にあります、スポー

ツで人が輝く元気な宮崎に！スポーツ習慣化\*推進事業では、生涯スポーツの推進を図る研修会や1130県民運動の啓発を図る出前講座の実施等により、県民がスポーツに親しむ機会づくりに努めました。

最後に、監査委員の決算審査意見書に関しましては、特に報告すべき事項はございません。

スポーツ振興課は以上でございます。

続きまして、昨年度末で組織改正が行われた高校総体推進課の決算状況につきまして、スポーツ振興課で御説明いたします。

決算特別委員会資料にお戻りいただきまして、高校総体推進課のインデックスのところ、26ページをお開きください。

一番上の(款)教育費の欄でございますが、予算額は3億1,595万6,000円、支出済額は3億1,569万4,434円、不用額は26万1,566円、執行率は99.9%であります。

なお、目の不用額が100万円以上のもの、執行率が90%未満のものはございません。

続きまして、主要施策の成果についてでございます。

主要施策の成果に関する報告書の高校総体推進課のインデックスのところ、383ページをお開きください。

表にあります全国高等学校総合体育大会開催準備事業は、令和元年度全国高等学校総合体育大会開催に向けた準備としまして、実行委員会総会、各種専門委員会を合計10回開催し、事業計画や予算の審議、各専門事項に係る大会準備や事業報告等を行いました。

大会期間中には、5市1町におきまして9競技が開催され、期間中は、選手・監督等9,395人、観客につきましては延べ11万1,900人の参加があり、本県を含む4県で開催されました南部九州

総体全体での上位入賞者数は、団体9競技12種目、個人12競技31種目となり、本県で開催しました9競技を中心に活躍をしました。

また、大会期間中には、役員・補助員6,648人が各競技における競技・運営に携わり、大会を成功に導くことができました。

そのほか、広報・啓発活動として、高校生の企画・運営によりますイベントでのPR活動やラッピングバスの運行、各種広報物の作成・配布等により大会機運の醸成を図ることができました。

最後に、監査委員の決算審査意見書に関しましては、特に報告すべき事項はございません。

高校総体推進課の説明は以上でございます。

○**初木文化財課長** 文化財課について御説明いたします。

決算特別委員会資料にお戻りいただきまして、文化財課のインデックスのところ、27ページをお開きください。

一番上、(款)教育費の欄であります。令和元年度の文化財課の一般会計予算額は4億5,325万9,000円、支出済額は4億4,731万5,276円、不用額は594万3,724円、執行率は98.7%となっております。このうち、(目)の不用額が100万円以上のものについて御説明いたします。

同じ27ページの上から3段目、(目)文化財保護費の不用額が407万7,595円となっております。主なものとしましては、西都原古墳群調査整備に係る工事請負費の執行残や職員旅費の執行残などです。

次に、28ページを御覧ください。

一番上の段、(目)総合博物館費の不用額が186万6,129円となっております。主なものとしましては、西都原考古博物館の施設管理に関する執

※34ページに訂正発言あり



行残や職員旅費の執行残などであります。

なお、(目)の執行率で90%未満のものはございません。

次に、主要施策の成果についてであります。

お手元の主要施策の成果に関する報告書をお願いいたします。

文化財課のインデックスのところ、384ページをお開きください。

3、文化・スポーツに親しむ社会の(1)文化の振興についてであります。主なものについて御説明いたします。

まず、表の上から2番目にあります、神楽のユネスコ無形文化遺産！県民応援であります。

この事業は、神楽のユネスコ無形文化遺産登録を目指して、県内の保存団体への聞き取りなどの現地調査や映像等による記録保存を行う演目調査を進めるとともに、九州の神楽ネットワーク協議会を開催し、九州各県の国指定保存団体との連携強化を図ったところであります。

次に、385ページをお開きください。

表の一番上にあります、世界遺産を目指して！みやざきの古墳魅力向上であります。

この事業は、世界文化遺産登録に向け、古墳群の特徴や歴史的景観を評価するための調査研究を行うとともに、宮崎の古墳群への県民の理解を深めるための普及啓発に取り組むものであります。

令和元年度は、類似遺跡との比較調査や関係する市・町との勉強会等を行うとともに、生目、西都原、新田原、持田の古墳群に関するパンフレットの作成や大型商業施設での情報発信に取り組んだところであります。

次に、その下にあります、博物館がやってくる！文化財活用推進であります。

この事業は、総合博物館、埋蔵文化財センタ

ーが県内各地に出向き、収蔵資料や地域の文化財を活用した展示、講座等を実施するものであり、それぞれ、「どこでも博物館」、「埋文セレクション」として合わせて県内7会場で実施することにより、文化財に触れる機会の充実に努めたところであります。

主要施策の成果については、以上でございます。

なお、監査委員の決算審査意見書に関しまして特に報告すべき事項はありません。

文化財課は以上でございます。

**○島寄人権同和教育課長** 人権同和教育課について御説明いたします。

決算特別委員会資料の人権同和教育課のインデックスのところ、29ページをお開きください。

一番上の(款)教育費の欄でございますが、予算額は9,929万6,000円で、支出済額が9,636万142円、不用額が293万5,858円、執行率は97%です。このうち、(目)の不用額が100万円以上のものについて御説明いたします。

表の中ほどの(目)教育指導費の不用額が234万6,405円となっております。主なものは、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの活動旅費やスクールソーシャルワーカー事業における市町への補助金の額の確定に伴う執行残であります。

なお、(目)の執行率で90%未満のものはございません。

次に、主要施策の成果についてであります。

主要施策の成果に関する報告書の人権同和教育課のインデックスのところ、389ページをお願いいたします。

(3)教育を支える体制や環境の整備・充実についてであります。

まず、表の2段目、改善事業、チーム学校の

実現に向けた教育相談体制支援では、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門スタッフを公立学校に配置、派遣する体制を充実させることで、いじめや不登校など、学校だけでは解決が困難な事案への支援を強化いたしました。

次に、390ページをお開きください。

表の1段目、新規事業、いじめの未然防止推進では、いじめの未然防止に関する取組推進校において、7月第1週の宮崎県いのちの教育週間を中心に、生徒が主体となったいじめの未然防止に取り組み、いじめに向き合う態度の育成を行いました。

また、推進校として指定した中学校7校の中から選出しました代表校1校が、文部科学省主催のいじめ問題子供サミットに参加しました。全国から参加した学校との情報共有や意見交換の内容についてリーフレットを作成し、県内の全学校に周知することで、いじめの未然防止に関する意識を啓発することができました。

主要施策の成果につきましては、以上であります。

なお、監査委員の決算審査意見書に関しまして特に報告すべき事項はございません。

説明は以上でございます。

○岩切主査 執行部の説明が終了いたしました。

ここで、委員の皆様にお諮りします。

質疑につきましては、明日の10時から行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩切主査 御異議ないようですので、明日午前10時の再開としまして、本日の委員会日程は終了とさせていただきます。

午後3時55分散会

令和2年10月1日(木曜日)

美術館副館長 安部博己  
総合博物館長 黒木義博

午前9時57分再開

出席委員(7人)

主	査	岩	切	達	哉	
副	主	査	内	田	理	佐
委	員	蓬	原	正	三	
委	員	中	野	一	則	
委	員	二	見	康	之	
委	員	日	高	博	之	
委	員	渡	辺		創	

欠席委員(なし)

委員外委員(なし)

説明のため出席した者

教育委員会

教	育	長	日	隈	俊	郎						
副	教	育	長	黒	木	淳一郎						
教	育	次	長	工	藤	康成						
(教育政策担当)												
教	育	次	長	黒	木	貴						
(教育振興担当)												
教	育	政	策	課	長	川	北	正	文			
財	務	福	利	課	長	四	位	久	光			
育	英	資	金	室	長	山	崎	博	文			
高	校	教	育	課	長	押	方		修			
義	務	教	育	課	長	吉	田	英	明			
特	別	支	援	教	育	課	長	松	田	律	子	
教	職	員	課	長	東		宏	太	朗			
生	涯	学	習	課	長	新		純	一	郎		
ス	ポ	ー	ツ	振	興	課	長	押	川	幸	廣	
文	化	財	課	長	榎	木	郁	朗				
人	権	同	和	教	育	課	長	島	寄	善	真	理
図	書	館	長	中	原	光	晴					

事務局職員出席者

議	事	課	主	幹	藤	村	正				
政	策	調	査	課	副	主	幹	前	野	陽	子

○岩切主査 分科会を再開いたします。

執行部の説明は終了しております。委員からの質疑に入る前に、昨日の執行部からの説明について訂正の申出がありましたので、発言を求めます。

○押川スポーツ振興課長 スポーツ振興課でございます。昨日の説明につきまして、訂正を1点させていただきたいと思っております。

主要施策の成果に関する報告書でございますが、スポーツ振興課のインデックスのところの380ページでございます。表の一番下、「スポーツで人が輝く元気な宮崎に！スポーツ習慣化促進事業」でございますが、昨日の説明では「スポーツ習慣化推進事業」と誤って説明をしておりました。大変申し訳ございません。おわびをしまして訂正をさせていただきます。

○岩切主査 訂正は以上です。

これより質疑に入りますが、効率的に審査を行いたいと思っておりますので、項目や各課に関連する質問がないか確認しながら進めてまいりたいと思っております。御協力をお願いします。

それでは、委員の皆様からの質疑を求めます。

○渡辺委員 財務福利課にお伺いをしたいと思います。育英資金の特別会計の関係ですが、委員会資料の12ページのところですが、昨日の御説明の中で、事務局費の貸付金のところですが、予算額は18億8,000万円ほど組んであり

ますけれども、実際の支出済額は6億4,000万円という、おおむねこのぐらいの規模にとどまっているわけですが——すみません、自分で調べればよかったですけど、昨年度の決算や、近年の決算でも同じような数字の推移なのかどうかを、まず確認させていただけますでしょうか。

**○山崎育英資金室長** 近年の傾向でございますが、平成28年度ぐらいまでは、不用学がそこまで出ておりませんでした。平成29年度ぐらいから、貸与額と戻ってくる額のバランスで、戻ってくる額のほうが多くなってきております。そういう関係で、年々不用額が増えてきているという傾向になっております。

**○渡辺委員** それならば、この予算額と支出済額のところの数字の比較というのは、このぐらい貸付けで使う原資を用意したけれども、返済されているお金の返り方のところも絡んでくるので、あまり単純にその数字の理解をしたらいけないというふうに受け止めたらいいんですか。

**○山崎育英資金室長** この不用額そのものの説明をさせていただいたほうが分かりよいかと思えます。12ページの下から3行目の不用額についてですが、育英資金のほとんどがこの貸付金で占めております。この表のとおり、不用額というのは歳出予算額から支出済額を引いた残りということになっております。支出済額は対応ニーズに応えた実績値でございます。つまり、こういう関係になっているのは、歳出予算額がかなり大きくなっているということが原因になります。

歳出予算額がなぜ大きくなっているかに関しましては、歳入となります返還額と、昨年度からの繰越金、この合計が約20億円ございまして、予算編成上、歳入に歳出額を合わせる必要がご

ざいます。そのため18億8,000万円余の歳出予算を組ませていただいたということで、数字のからくり的にこういう不用額になっているということでございます。

**○渡辺委員** 分かりました。それは特別会計としては悪いことじゃないと思うんですけども、繰越しがそれだけの規模であるから、ここは数字としてはこういうふうにならざるを得ない仕組みだと理解をすればいいわけですね。

もう一点、数字の調整としては、そういうことだと理解したんですが、支出済額は実績値であると考えた場合に、奨学金の利用を希望している家庭に対しては、額は分かるわけですけど、今どのぐらいの率で、どのぐらいの方々にどういう貸付けをしている状態になっていると理解したらいいんでしょうか。

**○山崎育英資金室長** 現状では手が挙げた人の中で審査いたします。そこで決定をした後に辞退される方もいらっしゃいますが、その部分を引いて、実際に最後まで手を挙げ続けた方に対しては約95%の貸出しをしております。残る5%は、審査の中で家計を見ているんですが、家計基準よりも収入が多い世帯だけが落ちているという状況になっております。

**○渡辺委員** 95%の率で貸し出せているということは、ニーズがある分に対してはかなり対応できていることだと理解したいと思えます。

あと、もしかしたら資料があるかもしれませんが、今、貸付けを受けている人数と、あと返済の期間中にある方々の実数は、どこかに出ていましたか。現時点で、直近の数字があればと思うんですけども。

**○山崎育英資金室長** 令和元年度末現在になりますが、返していただかないといけない方が1

万4,362名おります。

○**渡辺委員** 返していただかないといけない方というのは、今返済中と今借りている人たちも含めてという理解でいいんですか。

○**山崎育英資金室長** いえ、現状返還していただいている方になります。今高校に在学の方は返還が将来になりますので含んでおりません。

○**渡辺委員** 今、受けている学生さんというのは、どのぐらいの人数がいるというのは分かりますか。

○**山崎育英資金室長** 令和元年度は2,024名でございます。

○**渡辺委員** よく分かったところですが、先ほどの、実際に申請があったところでは95%貸しているということも含めて、今この県の育英資金の事業としては、数もそれなりの数になっているわけですので、十分に効果を上げているというか、必要な人のところに十分な貸付けが行われていると理解していいでしょうか。ちょっと抽象的な聞き方で恐縮ですけれども。

○**山崎育英資金室長** 今おっしゃったとおり、資金不足によって貸すことができないという事態は現状全くございません。ニーズに応えられているのではないかと考えております。

○**渡辺委員** もう一点だけ、構造はよく分かったところですので、例えばコロナがあって、家計の状況も今後いろんなことも考えられる状況で、この特別会計の能力としては、まだ貸付けを受けたいという家庭、子供たちが増えた場合には、将来的な返還の見通し等も含めて考えたときに、まだ対応を広げていく余力が現況としてであると受け止めていていいのか。それがもう少し、あと何割増ぐらいまでのところなら、この特別会計としての対応が可能だというような

認識なのか、その辺を伺えればと思います。

○**山崎育英資金室長** 12ページの不用額が、次年度に持ち越しが可能ということになります。現状は高校の実質無償化が始まり、大学でも同じように分厚く就学支援がなされている、そして少子化も併せて進行している。この辺を併せると、現状の余力としては十分にあるのではないかとこのように考えております。

○**渡辺委員** 分かりました。

○**岩切主査** 育英資金でございましたが、財務福利課に関連して御質問がありましたら、この際、皆様からお出しいただきたいんですが。

○**二見委員** 確認です。354ページのところにある状況では、平成27年度から令和元年度に向けて1,600人ぐらい減っているわけなんですけれども、この間の高校の無償化とか、そういったものの影響でこれだけ減っているという認識なんでしょうか。その辺の現状というか理由が分かれば教えていただきたいんですが。

○**山崎育英資金室長** 先ほどの御質問とも少しつながってくるとは考えておりますが、現状では昨年度末からコロナがありましたけれども、その前までで考えると、やはり景気が回復傾向にあって、そして借りる必要がない方というのが一定割合、前よりも増えてきているのではないかとこのように思います。

それから、やはり先ほどの答弁と同じようなことになっていきますけれども、ほかの就学支援制度が充実してきていることも、借りたい人が減る要因になっているのではないかとこのように見えております。

○**二見委員** 分かりました。

○**蓬原委員** 委員会資料の7ページ、参考のために教えてください。恩給及び退職年金費とい

うのがあります。これは何か年金の制度が変わって、旧制度でお支払をされている方の年金——議員年金が廃止になって県に移行して云々と同じようなことかなと思うんだけど、この仕組みと現状、どのぐらいの方たちが、受給されているのかを教えてください。

○四位財務福利課長 恩給及び退職年金でございますけれども、恩給というのは、まず地方公務員法の施行前から勤務して、切れ目なく17年以上勤続された方に対し、今は年金と言っていますが、地方公務員共済組合法の施行前までお辞めになった方、つまりその制度がないときにお辞めになった方について支給されるものがございます。

退職年金につきましては、途中、戦中戦後の混乱期に一度お辞めになったりして、もう一度復職された方などが対象になってくるということで、基本的には同じもの。国の制度と退職年金条例という制度の違いはございますが、基本的には同じ考え方によるものになりまして、現在、その人数が29人です。これは御本人と、それから御本人が扶養しておられた御家族を合わせて29人となっております、もちろん御高齢に伴って死亡により年々支給者は減っていくという形になっております。

○蓬原委員 これは財源は全額県費ですか、それとも国から補助があるんですかね。

○四位財務福利課長 調べさせていただいてよろしいでしょうか。全額県費だったと思いが確認します。

○蓬原委員 後でいいです。

○岩切主査 では、確認をお願いして、ほかの財務福利課に関連する御質問があれば承りたいと存じますが、いかがでしょうか。

○中野委員 今回の財源の話ですが、前の答弁では全額県費と記憶しているんですがね。

○四位財務福利課長 失礼しました。全額県費でございます。

○岩切主査 よろしいですか。

ほかに財務福利課に関連して、御質問があれば承りたいと存じますけれども。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩切主査 では、他の項目に関して御質問を賜りたいと存じます。

○二見委員 教育政策課ですけれども、今回、教育政策課の主要施策ということで、テレビ教育広報で2,500円万余の「みらい・みやぎまなび隊」、「のびよ！みやぎきっ子」の事業のことについて書いてあるわけなんですけど、どういう番組をつくられたかを昨日あの後見させてもらって、様々な分野についての番組をつくられているんだなというのは分かりました。

ただ、主要施策の事業ということで考えたときに、教育政策課として一番大事なところはこの教育研修センターのところじゃないかなと思うんです。ここの話が全くなかったというのは、やっぱり前から申し上げるように先生方のスキルアップとか、ましてやこれからのデジタル化等を踏まえると、この教育研修センターの役割は非常にウエートが大きいところであり、各種事業もされているんだと思います。3,500万円ほどの委託とか事業もされているじゃないですか、そういったところの中身がやっぱり一番重要なんじゃないかなと思うんですが。今回これが主要施策の中に入っていないのは、どういうことなのかという疑問があることと、やはりこの教育研修センターを1年間運営してきた中でのそれぞれの事業評価もあってしかるべきだと思うん

です、決算としては。そこ辺をどのようにお考えなんでしょうか。

○川北教育政策課長 御指摘にもございました教育研修センターの果たす役割は、非常に重要であると認識いたしております。今回、掲載はしていませんが、私どもとしてはICT含めて非常に重要な部署であり、今後ますます充実させていかなければならないと考えております。

○二見委員 じゃあ、事業で出てこないのはどういう理由なんでしょうか。施策じゃない。

○川北教育政策課長 申し訳ございません。以後しっかり対応していきたいと思っております。その点は申し訳ございませんでした。

○二見委員 決算のときに、今までこれはなかったんですかね。ここの研修センターの内容については。

○川北教育政策課長 今まで掲載はしてきておりません。

○二見委員 今後の意見として、今申し上げたことに近いんですけれども、今回コロナがあつて、大きなITへの転換とかデジタル化というものもある中で、やはり先生方のデジタルを使った教育指導法とかの研修も今後充実させていかなければならない。

これまでも、それぞれ教育課題の中において、本県の学力向上という大きな目的に対して、全国の中でなかなか伸び悩んでいるというのも、子供たちのレベルが低いからなのか、それとも指導者なのか、先生方のスキルなのか、どちらもうまく合わないと、よくなるまいなと思うんです。

しかしながら、有名な塾講師のところに行けば伸びるとか、そういうものを考えれば、やはり先生方のスキルアップが一番重要なポイント

であつて本県の真核ですよ、核の中の核なんじゃないのかなと思いますので。ぜひ今後、1年に1回しかない決算の時期でありますので、総括的なものであつて、次年度に向けてどう取り組んでいくのかというところの重要なポイントですから、そこのも踏まえて今後対応していただければなと思っております。

○川北教育政策課長 御指摘いただきましたので、それを踏まえまして、来年度以降しっかりと実績のほうに反映させていただきたいというふうを考えております。

○岩切主査 教育政策課に関連して御質疑があれば。

○渡辺委員 すみません、ちょっと後学のためにも教えていただきたいんですが、今、主要施策のところでも取り上げている広報番組の関係ですけれど、成果のところでも2段落目にも書いてありますが、楠並木ちゃんねるでの放送も始めたということで、これは本会議でも指摘をしてきましたが、せっかくコストをかけてつくっているのに、二次利用ができるようにしないと駄目なと受け止めていただいていたというふうに理解をしています。ただ、当初議論をするときに二次利用に関して、若干番組の作り直しとか著作権がかかっている音楽を外すとか、テレビ局の対応が一部いる可能性があるんで、そこについて少しコストがかかるかもという話があつたと記憶しているんですが、実際これは年度途中で何か采配があつたりとか、新年度の予算を組むに当たって、そういうことを含めて考えたときに予算額が少し変動しているとか、そういう経過があつたのかなかったのか、そこはもともとの予算内で処理ができていたのか、その辺を教えていただければと思いま

す。

○日隈教育長 多分、渡辺委員がおっしゃっているところは、総合政策部のほうでこれまでずっと議論してきたところかと思えます。本会議の渡辺委員からの御質問も何度かいただいて、県全体で二次利用について、窓口は秘書広報課で対応してきているところかと思えます。

それぞれ地元民間放送局2社と話し合いをして、手直しの部分について、具体的に料金云々というのは出てきておりませんが、要は二次利用の取扱いについては協議を進めてきているものと思えます。

したがって、その結果、多少落とすところ、加えるよりは落とすというところになりますので、負担云々というところは余りないのかなというふうに考えております。

○渡辺委員 ありがとうございます、よく理解できました。二次利用可能になってからSNS等でも必要な部分のシェア等、教育委員会でもいろいろされていますけれども、大変効果のある取組だと思っておりますので、引き続き頑張っていたきたいと思えます。

○岩切主査 教育政策課に関連して御質問はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩切主査 では、ほかに質疑はございませんでしょうか。

○中野委員 財務福利課にお尋ねしますが、このメンタルヘルス研修の609人はメンタル的のいろいろな問題のあった方の研修なんですか、それとも一般的にこういう研修を受けた方の数なんですか。

○四位財務福利課長 教職員などを対象といたしました一般的なメンタルヘルスの研修という

ことになります。

○中野委員 メンタル的のいろいろな問題のあった人に対する研修というのは、特別にはないわけですね。

○四位財務福利課長 心のほうに負担を感じておられるような、そういった方に対するケアといたしましては、研修というよりも相談事業といったような形で個別に対応させていただいているところがございます。

○中野委員 今、そういう方がどのぐらいいらっしゃるんですか。

○四位財務福利課長 353ページで申しますと、臨床心理士の方をお願いして相談事業をしておりますが、その相談件数が12件、それから教職員相談室ということで教職員の経験のある方をお願いして相談事業をやっていますが、その件数が84件ということで、負担を感じているときに、好きなときに対応できるように窓口を広げてやっているところです。

○中野委員 メンタルヘルス関係で、過去いろいろとかなり問題になったことがあったんですよね。最近では過去からすると大分減っているんですか、そういう方たちは。教育上、あまり差し支えない状態の人数なんですか。

○四位財務福利課長 そうですね。例えば相談件数で申しますと、減少しているということではなくて、一定数同じような人数で推移しておりますので、厳しいストレスの続く社会の中で、やはり一定数の方は苦しんでおられるところもあるかというふうには思いますが、それを顕在化させないためにも、こういった相談事業を使って一次予防というんですけれども、悪くなる前に自覚していただくような、そういった活動をやっているところです。



○東教職員課長 メンタルダウンのことにつきましては、休職者数で見ますと、昨年度が全休職者が111名、そのうち64名、57.7%が精神疾患等による休職者でございます。この数につきましては、おおむね一定数を維持したままで50%以上の割合で推移しているところでありませ

○岩切主査 財務福利課に関連して、職員の健康問題に関連してよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩切主査 では、他の項目、課に関して、御質疑があればお願いします。

○蓬原委員 担当は教職員課でしょうか。去年1年間の退職者は何名だったのかと、その退職理由、今の健康メンタルヘルスと関わるわけですが、定年退職、途中退職、その辺の内訳を教えてください。

○東教職員課長 昨年度の正規職員の退職者が426名でございます。その内訳は定年退職者が314名、勧奨退職者が68名、普通退職者が33名、そして死亡退職をされた方が11名であります。

○蓬原委員 勧奨退職と普通退職の違いを教えてください。

○東教職員課長 この2つについては、希望されて本人が退職される者のうち2つに分かれていくものでございますが、勧奨退職に当たる条件が4つございます。一つは25年以上教職を勤続した者、それと50歳以上で10年以上の教職経験をした者、そして市町村教育委員会の教育長に途中でなられた者、それと県の教育長が希望退職と認めた者、この4つに当たるものが勧奨退職でありまして、それ以外の途中で御結婚をされて退職されたりというのを普通退職と呼んでおります。

○蓬原委員 教育長に転身したりというのは分

かるんですけど、25年オーバーあるいは50歳オーバーで10年お勤めになったのを、勧奨ということはあなたは辞めなさいと誰かが勧めるということですか。制度としてちゃんと知っておきたいんですが。勧奨でしょう、勧めるわけですよ。教育長は当然のこととして、あともう一つ、県の教育長が認めた者というのは、何かちょっと分かりづらいんだけど。

○東教職員課長 勧奨というのは、おっしゃるとおり勧めるということにはなっているんですが、教職員の希望退職調査をした上で、それに該当する者について勧奨した場合は、特別な優遇措置がございますので、その分を退職手当にプラスして対応しているということでございます。

○蓬原委員 その勧奨することの意味というのは、言葉は妥当じゃないかもしれませんが、人事の刷新を図るとか新陳代謝をよくするとか、何かそういう意味もあるんでしょうか。スタートは希望ということだけ。

○東教職員課長 勧奨退職の目的については、教職員の更新を促進するということでございます。

○蓬原委員 これは本当は財務福利課なのかもしれませんが、大体これだけの方がお辞めになって、退職金というのは総額でおおむねどれぐらいになるんですか。たしか県全体で30億円とか、毎年そんなものかなと、大まかなところですか。

○東教職員課長 正規職員426名、そして臨時的任用職員1,700名余りがお辞めになります。その総額で89億3,000万円を退職手当として支給しております。

○蓬原委員 確認です。約90億円ということ

すね。

○東教職員課長 そのとおりであります。

○蓬原委員 あと1件だけ。死亡退職をされた方が11名いらっしゃいますよね。これは病気ですか、それとも中には何かの事故というのがあるのでしょうか。その内訳を教えてください。

○東教職員課長 病気の方が大変多いですが、中には自分からという方もいらっしゃるようがあります。

○蓬原委員 それは自死という意味ですか。

○東教職員課長 はい、そうであります。

○日高委員 県の教育長が途中で辞める場合は何退職になるんですか。念のため。さっき何か言いましたよね。

○川北教育政策課長 すみません、確認いたします。しばらくお待ちください。

○日隈教育長 私にかかわらず、知事を含め、特別職の場合の取扱いは辞職だけですので、それに基づいて在職月数に係数を掛けて、退職手当を支給することになっています。それも1期ごとということで、従前、黒木知事の頃は通算で何期かが終わったところでという取扱いがありましたけれども、諸般の事情がありましたので、1期ごとにお支払いすることになっております。在職した月数を基準に給料月額掛ける月数掛ける係数と。係数が知事が割と高く、私ども特別職のほうがちょっと低いというような計算になっております。

○日高委員 よく分かりました。

○蓬原委員 ちょっと聞き漏れていました。その426名の退職の中で、確かに退職ではあるけれども、退職金をもらえなかった人というのはいらっしゃいますか。例えば不祥事とかいろいろあるじゃないですか、問題があつて。

○東教職員課長 今回の数は退職手当を支給した者で、懲戒免職処分になった者については退職手当を支給しておりませんので、この中には含まれておりません。

○蓬原委員 そういう方たちが何名いたんでしょうか。

○東教職員課長 過去5年間で10名いらっしゃいます。昨年度は3名が懲戒免職になっております。

○蓬原委員 3名。分かりました。

○中野委員 さっき死亡退職者が11人、そのうち自死がおられるということでしたが、人数を教えてください。

それと、自死した理由が分かれば、それも教えてください。

○東教職員課長 今ここに持ち合わせておりませんので、後で報告をしたいと思います。

○岩切主査 委員会の間で情報がいただけますか。

○中野委員 人数も分からないの。

○東教職員課長 すぐに調べて報告したいと思います。

○岩切主査 よろしくお願ひします。では続いて。よろしいですか、それだけで。

○中野委員 はい。

○岩切主査 教職員課長にお尋ねしますが、冒頭の質問がメンタルヘルスに関連して退職をされた方というお話から話が拡大したんですけれども、そういう精神的な病気、休職などから退職に至った方は把握していますか。

○東教職員課長 途中で退職された方については、退職願につきましては一身上の都合ということで提出をしていただいております。ですから、その中にそのことが主な理由であるのか、

家族等の状況であるのかまでは明確にお聞きしていないのが実情でありますので、精神疾患が理由だろうということでは、こちらとしては把握をしておりません。

○岩切主査 事情は分かりましたが、健康対策上、メンタルヘルス——精神疾患等でお辞めになる方の数が、この数あるということ把握しないと対策のしようがないんじゃないかと思うんですが、実態としては数は持っているけれどもという事情でよろしいのでしょうか。

○東教職員課長 はい、そのとおりであります。

○岩切主査 ありがとうございます。

教職員課、メンタルヘルスの流れからの質疑ですが、何かほかに関連してございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩切主査 では、他の項目、課に関して御質疑があればよろしくお願ひします。

○渡辺委員 人権同和教育課にお伺ひしますが、主要施策の報告書389ページのチーム学校の関係で、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置について記載がありますけれども、基本的なところで改めて確認させていただきたいんですが、スクールカウンセラーは何をしている方々で、スクールソーシャルワーカーは何をしている方々か、もう一回定義を教えてくださいませんか。

○島寄人権同和教育課長 大まかに言えば、スクールカウンセラーは心のケアということで心理的ケアをする方、スクールソーシャルワーカーは社会福祉に関するケアをする方になります。

○渡辺委員 分かりました。予算額を見ると、令和元年度よりも令和2年度のほうは少し増えています。これは配置が充実をされたという理解でいいのでしょうか。

○島寄人権同和教育課長 スクールカウンセラーのほうにつきましては、若干名増えております。スクールソーシャルワーカーのほうについても、若干名になりますけれども、増員したということでもあります。

○渡辺委員 方向性を確認したいと思うんですが、現状として両方の制度とも、今後、学校現場にこういう方々がたくさん配置されていくことが望ましいという認識の上で——もちろん予算の制限はあるでしょうから急に一気にというわけにはいかないでしょうけれども、できるだけ積み上げて、さらなる充実を数として図っていききたいというのが基本的な姿勢であると理解していいですか。

○島寄人権同和教育課長 予算面の関係、それから実態、それから要望といったものを、総合的に勘案しまして、基本的には増員に向けて努力してまいりたいと、方向性についてはおっしゃるとおりです。

○渡辺委員 あと現場の実態として教えていただきたいんですが、県警本部の事業の中でスクールサポーターという制度があって、警察官OBの人たちがブロックを分けて配置されているという制度ですが、扱っているものは厳密に言えば違うのかもしれませんが、例えば不登校やいじめの傾向がいろんな形に発展していくようなこともあり得なくはないだろうというふうに想像しますが、現場レベルでこういう先生方もそうでしょうし、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの方々と警察本部が配置をしているスクールサポーターは、どういう形で連携して——理屈は分かるんですけども、どんな場合に有機的にこういういろいろ生徒たちを支える仕組みが機能しているのか

をイメージができたらと思うのですが、いかがでしょうか。

○**島寄人権同和教育課長** 県警との連携につきましては、日頃から直接話を進めるなど、いろんな連携ができるところはないかということで協議を進めているところです。事案によりましては、スクールサポーターを交えてのケース会議とかそういったことも開いており、県警としての専門的知識がいろんな事案の解決に向かう一助となっている状況がございます。

○**渡辺委員** 警察本部の資料によると、スクールサポーターの方々は、年間4,787回学校との情報交換をしていると言っているのですが、それなりの頻度という気もするんですけども、問題が何も無いという学校もあるだろうと思いますが、そこは密接に日常的にやり取りが学校単位であると受け止めていていいのでしょうか。

○**島寄人権同和教育課長** 地区ごとにスクールサポーターが配置されておりまして、学校の求め、それから我々に相談があったことに関して県警スクールサポーターに応援を要請して行っていただくといったことも含めまして、そのような数になっているというふうに捉えていただければと考えております。

○**渡辺委員** 関連で、もう一問。390ページにある全国いじめ問題子供サミットに県内の中学生が参加して、順番が逆かもしれませんが、行ったものを持ち帰るのか、宮崎県内で話し合ったものを持っていくというか、全国に行ったのかちょっと記憶が定かではありませんが、そういう形で子供たちが自らいじめの問題等について考えていくという、初めての取組が昨年度行われたということですのでけれども、ここについてどのような成果があったと受け止めているかをお

伺いできればと思います。

○**島寄人権同和教育課長** この事業を進めたことで、全国サミットに行った中学校もありまして、そのことをまた実践例として各学校に広めて、各学校のいじめ未然防止の取組について考えていただく契機としたということがございます。

○**渡辺委員** 子供たちが自分たちの世界の中で起きているいじめの問題を自発的に考えて解決していこうと。多分、学校現場でもいろいろ行われているんだと思いますが、とても大事な取組だと思いますので、ぜひ引き続き御奮闘いただきたいと思います。

○**岩切主査** 人権同和教育課に関連して、御質疑があればいただきたいと思いますが、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**岩切主査** では、他の課、また項目に関して御質疑があればいただきたいと思います。

○**二見委員** 高校教育課にお伺いしたいのですが、356ページの新規事業、県立高校を核としたまち・ひと・しごと創生推進事業について、今回5校のモデル校ということで事業化されていますが、まず5校がどこか教えていただけますか。

○**押方高校教育課長** この5校の選定につきましては、市町村に1校しかない高校ということで、高千穂高校、門川高校、本庄高校、福島高校、飯野高校の5校であります。

○**二見委員** 今回、中身的にはどのようなことに取り組んでこられたのか。359ページにちょっと書いてはあるんですけども、具体的に教えていただけないでしょうか。

○**押方高校教育課長** 幾つかの事業がありまし

て、一つはコミュニティ・スクール化ということで、今はまだ評議員制度というのがあるんですが、学校を運営する運営委員を10名ほど、地域から学校の経営に参画できるというコミュニティ・スクール化の学校に指定したということが一つあります。そして、指定した学校の取組を発表する会を企画したところでございましたが、その発表する場がコロナ禍において現在中止になりました。

もう一つは、ICTを用いたまちづくりラボという言い方をしているんですが、昨年度、本庄高校の一室にICT機器を準備して、地域の方も来て使えるとか、地域に開かれた学校づくりの事業等をやっております。

○二見委員 先ほどの5校は、全部普通科になるんですか。

○押方高校教育課長 高千穂高校は普通科も産業系もございます。門川高校は総合学科という学科、本庄高校も総合学科、福島高校は普通科であります。中に商業系の系列を持っております。飯野高校につきましては、普通科と家庭科系の生活文化科を持っております。重ねてになりますけれども、選定に当たっては1市町1校の学校をまず選定して、これからもできる限り広げていきたいという考えを持っております。

○二見委員 今後の小中学校も地域とともにということで、運営協議会等にされていて、今回高校のほうでもこういう事業をされて地域とともにある。やはり学校についての考え方というのはニーズだと思うんですね。人数だけではなくて、そのニーズに合ったものを、特に今普通科は、いわゆる校区を撤廃して、宮崎県内の場合はどこにでも行けるような状況になって

いると思うんです。

この間お話もしていた国が出している、いわゆるスクールポリシーを重視していくというような方向性がある中で、今回この運営協議会のモデル事業というのは、そことうまく連携していたのかどうか、発表のタイムラグもあるので分からないんですけども。そこ辺を見据えた中での今回の事業だったということなんですか。

○押方高校教育課長 国のほうも高等学校の魅力づくりも踏まえまして、また地域の核となる高等学校ということで、地域との関わりを大きくしていこうという動きもございまして、その事業も含めて本県で高等学校のコミュニティ・スクール化を徐々に実施しているところがございます。

○二見委員 小中学校まで歩いていく、自転車で行く。中学校の場合はもう電車で行ったりとか、小学校もあるかもしれないんですけども、一つは移動の範囲が大分広がりましたよね、高校の場合は特に。私も朝5時半に起きて、駅に行って通学している子供たちの話を聞くと、本当に頭が下がる思いで、それだけよく努力して頑張っているなど。毎日のことですからね、月曜から金曜まで。

そういう子供たちがいるんだということであるならば、高校の場合は、もちろん市町村とのかちっとしたネットワークも必要なんでしょうけど、やっぱりそこに限られていていいのかなど。先ほども申し上げたように、普通科も撤廃しているわけですよ、どこにでも行くことができるように。基本は地元なんだろうけれども。そういったいろんな地域、ほかのところからのニーズも引き寄せていけるようなものが、今後の高校には必要になってくるんじゃないか

など。

普通科にしても、学際融合に地域課題解決型という3つのモデルを大きく出している中で、それぞれをどのように配置していくかとかですよね。大きな方針を決めていかなければならない時期になっているんだろうなというところで、こういうモデル研究をされて、そこ辺の課題がしっかり分析されて、本県の均衡ある発展につなげていかなければならないと思うんですよ。

学校があることによって、地域の活力になっているのは間違いありませんよね。やっぱりそこが核になって、そこから次の社会人へつなげていくという道筋になるものですから、その辺もしっかりと踏まえた上で、今後の高校施策につなげていってほしいなと思っておりますので、これは何か御意見があればお聞かせいただきたい。

**○押方高校教育課長** 委員のおっしゃるとおり、しっかり今回のこの事業の検証と、また地域における、そこにある学校の魅力やまたニーズに応じて、しっかり今後全県的な視野で考えていきたいと思っております。

**○二見委員** 同じ高校教育課で、別の分野になるんですけど、スーパーサイエンスハイスクール並びにスーパーグローバルハイスクールについて。スーパーグローバルハイスクールは、最初たしか五ヶ瀬中等教育学校だったような気がしたんですけど、今は宮崎大宮高校になっているということで、全体的な本県の学力の向上について諸課題があることは認識しているんですが。

しかし、こういう指定校を受けて取り組んだことによって、全体の偏差値は変わらなくても

学校自体のレベルが、要するに全国レベルで戦っていけるかどうか非常に大きなポイントになってくるんですが、そこ辺の効果というのは何か見られているんですか。

**○押方高校教育課長** まず、スーパーグローバルハイスクールにつきましては、実は昨年度までで一応事業が終了いたしました。当初は五ヶ瀬中等教育学校が指定を受けたり、あと宮崎大宮高校が受けたりしていましたが、宮崎大宮高校はWWLという新しい事業に転換、五ヶ瀬中等教育学校は地域と共働したという事業に転換したところです。

委員御指摘の各学校の学力アップとか、教育、学びの充実につながっているのかということですが、3年間の事業を終えた段階で細かな検証はしておりませんが、新しい学び、これからの時代の生徒、人材を育成するための発表等を見ておりますと、非常に高いレベルで発表等をしていきますので、それをまた全県的に広げるとか、他の学校にも普及していきたいと考えております。

**○二見委員** そういったときに非常に大事になってくるのが、宮崎県は非常に広域で人口は少なく、密度が低い中で、他県に比べて運営効率が悪いと言えらると思うんです。そういった中で、限られた資源は、公立学校だけじゃなく私立学校も含めてのことだと思います。私立学校ともうまく連携されながら学校運営をされているんだと思うんですが、本当にこれからこういった地域拠点となるものと考えていったときに、公立学校だけで担うのではなくて、私立学校ともうまく連携して、どの分野をどこが担っていくのかを、よくよく考えてバランスを取っていくことも必要じゃないかと。

今、保護者の人たちの話を聞いていると、宮崎県のレベル、現状のレベルだけじゃなくて、もっと高く考えている人たちは、どうしても県外に流れていく傾向があって、一つはこれをいかに県内にとどめることができるかは大きな課題だと思います。

学力だけじゃないとはいえ、じゃあ負け続けていていいのか。そこには宮崎としてのプライドというか、そこに甘んじることなく、あくまでも一歩でも高くいって、隣の鹿児島とか熊本、長崎、福岡とかの大きな学校というか、強いところに引っ張られないような、そういうモデルというかプランを確立していく必要があるんじゃないかと思うんですが、その辺について、いかがお考えでしょうか。

**○押方高校教育課長** 委員御指摘のとおり、私立高校もすばらしい教育をしている課程もございますので、そことの連携とか、もしくは協力できることは進めていきたいというふうに考えております。

また、その地域に必要とされる学校、学力もしっかり鍛えていく学校、高いレベルで目指している学校というのは、拠点等も含めながら全県的な配置も考えていきたいと思っております。

**○二見委員** 質問じゃないですけども、意見として。いろんな人材を育てられるということは、産業人材においても教育環境のレベルの高さが、やっぱり産業人材の確保につながるというところも踏まえて、県内のレベル、そして他県、九州とか全国とかのレベルも考えて、プランをしっかり考えてほしいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

**○岩切主査** 高校教育課に関連して御質疑があれば承ります。特に高校教育課でないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○東教職員課長** 先ほど自死者についての御質問がございましたが、申し訳ありません、昨年度の11名の死亡退職者の中に自死者はございませんでした。ただ、過去5年間では5名の自死者を抱えております。原因は不明ということで報告を受けておりますが、そのうち1名は精神疾患等による休職者が含まれておりました。

**○中野委員** 今のに関連して。最近、全国的に自死する人、自殺する人がかなり減ってきましたからね。一頃、県庁内でも、これは公安委員会、教育委員会含めて10人近くいた時代もあったんですよ。昨年ゼロということであれば、非常によい流れだなと思います。しかし5年間で5人ですからね、特にさっきはメンタルヘルス研修云々とあったり、またいろいろとこの相談室での相談もあつたりしたようですが、この鬱病というのは治りかけたときに非常に危険というか自殺する率が高いということ、あるドクターから聞いたことがあるんですよ。ですから、メンタルのケアについては、いつも完全に治るまでケアをしていただきたいなと思っています。このゼロがずっと続くように願っています。

**○蓬原委員** 関連して、大事な人の命ですから。この前、新聞にもありましたし、個人的にもそうじゃないかなと懸念していたのは、有名な芸能人の自殺が多いんですよね。あれだけ華やかなところでスポットライト浴びていて、何があるんだろうというようなこともあるわけで、この影響力も大変大きいのではないかな。

大人もさることながら、子供に対する影響が非常に大きいのではないかなと懸念するわけでありまして。そういう先生方のメンタルヘルス

もさることながら、子供たちに悪影響が出ないような配慮を——どう配慮すればいいかというのも難しいかもしれないけれども、そういう有名な俳優、憧れの人が死ぬことで何か自殺することが美化されてしまう。そうならないように、どこが担当かわかりませんが、これはもう全ての学校で注意していただかないと、そういうブームみたいなものが起きるんじゃないかと、ふと心配するので、この際ですからお願いしておきたいと思います。お答え、御意見があれば。

**○島崎人権同和教育課長** 今、御指摘いただいたようなことに対応としまして、児童生徒の相談窓口の拡充ということで、24時間ダイヤルの開設だとか、あるいは子供たちがインターネット上でそういった悩みを相談できる目安箱など、様々な対策を取りながら未然防止に力を入れてまいりたいと考えております。

**○岩切主査** 他の課、項目に関して質疑があれば、お願いします。

**○蓬原委員** 別の質問で1件だけ、スポーツ振興課に。元気のある質問をしたいと思いますが、やっぱり体が強くないと、どうも子供たちは元気が出ないわけで、378ページのみやぎきの子ども体力アップ支援です。

宮崎県の子供たちは全国の子供たちの平均に比べて体力があるのか、ないのか。時折報道があっけていますけれども、一時は非常に体力があるという報道があり、中には種目というか、ものによっては体力がないとか。総じて今の子供たちは、あんまり外で遊ばないので体力がないというような報道がされているように思いますが、本県の場合は、この事業の現状と取組がどういう成果をもたらしたのかをお知らせいた

きたい。

**○押川スポーツ振興課長** 全国の児童生徒と本県の児童生徒の体力の状況につきましては、小学校5年生と中学校2年生を対象にして全国調査が行われております。

小学校5年生男子につきましては、8種目あります。そのうちの6種目が全国平均を上回っております。

また、小学校5年生の女子につきましては、同じ8種目のうち半分の4種目になっております。ただ、全国的な順位を見ますと、中盤よりも上の状況になっております。

また、中学校2年生ですけれども、中学生は9種目ございます。中学校2年生の男子は9種目中8種目が全国平均を上回っております。

また、女子につきましては、9種目中6種目が全国平均を上回っておりますので、全体を見まして本県の児童生徒につきましては、全国平均よりも上回っているということが言えるのではないかと考えております。

**○蓬原委員** ということは、上回っていないものについて強化をしていく必要がありますね。どういうものが下回っているんですか。

**○押川スポーツ振興課長** 本県の児童生徒の状況でいきますと、握力、それからボール投げ、このあたりが全国よりも若干落ちる部分もございますので、現在はこの握力やボール投げの体力を向上できるような取組を——各学校で体力向上プラン等を作成しますが、その重点内容として取り組んでいただいているところでございます。

**○蓬原委員** 全国平均に比べて非常にいいものは何ですか。

**○押川スポーツ振興課長** 小学5年生につつま



しては、反復横跳びが結構いい状況ですので、瞬発力というところあたりは大変いいのではないかと思います。

また、中学校2年生の状況を見ますと、シャトルランと言いまして、繰り返し走っていく競技があるんですけども、これは持久力を見るんですが、このあたりはいい数値が出ております。そういうところでございます。

**○蓬原委員** 分かりました。「山坂達者」という言葉もありますけど、フットワークがいいのかなということであるかと思いますが、これは将来的な競技力向上だとか、スポーツ振興にも関わることでありますから、非常に基礎体力をつけるというか、将来社会人になって仕事をする上でも、まず健康、体力ですから、それがなくて仕事ができない、社会生活もできないわけありますので、ぜひ全てが全国平均を上回ってトップリーダーになれるように、宮崎県の子供たちはとにかく体力はすごいんだと、運動されているんだとなれるように、ぜひお願いします。7年先のビッグイベントに向けても、これがジュニアのアストリートの育成にもつながるんだということで、ぜひ強くお願いしておきます。

**○押川スポーツ振興課長** 御意見ありがとうございます。現在各学校の取組に加えまして、小学校に体育専科教員の配置、また中学校、高等学校に体育振興指導教員を配置しておりますが、こういった体育の専門家を小学校に派遣して体育の授業の充実等を図っておりますので、またそういった取組もさらに進めながら、やはり小学校レベルからしっかりと子供たちに基礎体力をつけていくことは重要な課題であると思っておりますので、取り組んでまいりたいと思っております。

ただ、今年度のコロナ禍において、やはり体

力の状況は大変心配でございます。これからやはり各学校の状況等もしっかり把握しながら、次年度の取組について検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

**○日高委員** 今日は質問しないつもりで来たんですけど、思い出したものですから。質問になるのかアドバイスなのか、アドバイスでしょうね、多分。この体力とか子供の実力をどう上げていくかというのは、当然これは先を見据えれば、国スポまで関係してくる話でもあると思うんですね。専門委員とか、いろんな強化の人を集めて、どんどん教えて、技術を習得させるんだということだと思っております。その1歩目が子供の体力アップ事業も含めたいろんな取組だと思っております。

オリックス・バファローズという球団がありますけど、ここはコーチが教えないんです。何で教えないか。結局プロの選手でも、意識が低い選手は、合同練習が終わると、あとは時間が空きます。普通キャンプだったら3時ぐらいで終わるんです。その後は自由でいいですよ。あとは帰って遊んでもいい、自主トレをしてもいいと。基本的に教えないんです。自分で学ぶしかないわけです。

じゃあ、自分がどういうパフォーマンスを發揮して、どういうところが弱いのか、そこをどう補いながら、どういうトレーニングが必要か。そうすれば、どういうパフォーマンスができるかを自分で考える必要があるんです。だから何で教えないかということ、考える力を備えれば、そうなってくると、自主的にその力が生まれてくれば、1軍に上がっていても、もう自分で自分のことが分かるんです。でも、そこに気づかない選手は私みたいに脱落して。

だから、やはり自分で子供のうちから考える力、それは幾らすばらしいコーチが何しようということよりも、これを無意識のまま学ばせる、その考える力をしっかり生み出す。基本的に私たちも含めて、スポーツだけじゃなくて、練習はメニューがありますから、このメニューをやりなさい、やらされている、言ってみれば指示待ちですよ。これじゃ駄目だと、自分でやっぱり新しいことを考えて、自分の弱いところ、自分の悪いところをやって、そこをしっかりと補って、自分で考えてやるんだというところは、野球に限らず、社会人としても絶対にこれは大変重要な話だと思うんです。

ですから、学校教育の中で、体力アップ事業にかかわらず、宮崎県の教育はそういった教育を目指していってもらえれば、ガラッと変わってくるのかなと。この意識をどう植え付けるかは、先生たちの能力次第にもなってくるのかなと思います。これは引き離すわけですから、一つは。自分からはい上がって、考える力をどう学ばせるか、本当にこれは難しいですよ、すごく難しい。

そこも含めて、しっかりと教育委員会として、これとはちょっとぶれましたけど、その辺もやってください。考える力をよろしくお願いします。答弁は要りません。

**○岩切主査** では、スポーツ振興課に関連して、何か御質疑が他の委員でありましたらお願いいたします。

**○二見委員** 大変大事な指摘だと思います。その中で、戻して申し訳ないんですけども、国体選手強化の中で、中学校、高校とか、それぞれの選手支援をされていらっしゃるということで、していることはいいことだと思って

いるんですけども、その後、例えばこのままほかのところに流れていくのか、進路はそれぞれに任せっきりののか、アフターフォローを何か考えているのか。その辺の取組状況があるのかどうか教えていただけないでしょうか。

要するに県内からいなくなったら、この時期では国スポ選手強化じゃないんですよ。やっぱりいかに県内に定着させるかだと思うんですよ。

**○押川スポーツ振興課長** 現在、少年競技力向上に関する取組は、複数行っております。特にトップアストリートにつきましては、ワールドアストリート発掘育成プロジェクトで進めておりますが、その中ではやはり本県で開催される国民スポーツ大会の選手として活躍するところを一つの目標に掲げながら、選手にもしっかりとその意識を今、植え付けているところでございます。

また、各中学校や高校で競技力向上を進めておりますが、やはり各指導者の考え方もございますし、中には私立高校の強化指定校もございます。そういったところも含めて、チーム宮崎として、この国民スポーツ大会に向けてしっかりと取り組んでいくというスタンスを県内で共有することが大事だと思いますので、その辺りにつきましては、各機会を捉えて、こちらからもしっかりとお話をしていきたいと考えているところでございます。

**○二見委員** チーム宮崎はいいんですけど、今度はそれをいかに具体的に進めているかというところが重要で、例えば個人競技であれば、県内のどこかに残ってもらえれば、それでやっつけられる環境があればいいと思いますけれども、例えば複数人の競技になってきたときに、やっ

ぱりそういうチームをつくらないといけないわけですね。例えば宮崎銀行の駅伝部とか、あれだけの人数を確保できる企業であれば、まだそこで社会人としてやっていけるんだと思うんですけど、なかなかそれだけの人材を確保できない企業とかがあった場合に、例えばメンバーがそれぞれのいろいろな会社に勤めながらも、国スポに向けて、アフター5ではスポーツに精を出すというか、そういう環境が必要だと思うんですよね。

商工観光労働部か福祉保健部かで、ライフワークバランス、働き方支援の宣言の企業とかも募っているじゃないですか。やはり仕事だけじゃなくて、その後のプライベートの時間の充実は、どういうものがあるのか。スポーツを一生懸命頑張りたい人たちは、仕事をする年代になっても仕事プラススポーツをやりたい。そこを自分でどんどん高めていきたいという人たちもいると思うんです。いろんなところのスターを集めて一つのスポーツをつくるような環境づくり、そういったものは教育の分野だけじゃなくて、商工観光労働部だったり、総合政策部だったり、その辺をやっぱり一つにまとめていくような作業が必要なんじゃないかと。

県外に流れていっている産業人材をいかに地域に残すかという鍵も、この国スポの中には一つポイントとして残っているんだと思うんですよね。その辺についてもしっかりと、チーム宮崎としての具体的な取組をぜひ出していただきたいと思います。これは個人的な意見ですので。もし何かあれば。

**○日隈教育長** 目先はアフター国スポということであるんですけども、ただ本県が抱えている一番の問題は人口問題であり、また住む人に

とっては健康年齢を引き上げていくことがありますので、やはりこのスポーツという分野も大変重要な分野だろうと考えています。

人口問題で言えば、例えばサーフィンとか新しい豊かさということで、宮崎で暮らしていくところにスポーツも入れてやっていく方法であるとか、あるいは今回の国スポの対策の中で、企業にも一部——今度、野崎漬物株式会社に女子ソフトボール部ができました。また、二見委員がおっしゃったように宮崎銀行で女子駅伝部をつくっていただいたというような分野もありますので、できるだけそういう分野も含めて企業にも努力していただく、あるいは地域ごとにもやっていただく。

また、プロチームではテゲバジャーロ宮崎が、今度J3に昇格を目指すということで、そのジュニアチームのアンダー23をつくれる。その子供たちは県外からも呼び込んで、宮崎の某私立学校のほうに在籍させるというやり方も含めてやってきているところです。

スポーツの魅力あるいはスポーツをする、D.O.ですね。そしてそれを見ることも含めて、スポーツも活用しながら、この宮崎で暮らしていくことを主眼に置きながら、県民全体も健康増進の意味も含めてスポーツに親しんでいく、そういった形のものがアフター国民スポーツ大会で、宮崎が目指す姿なのかなと考えております。

また、順位についても、一遍にまた40位台に落とすということではなくて、やはりスポーツの盛んな宮崎ですので、蓬原委員からありましたとおり後々もそういったものが生かせるようにということで考えていくべきだと思います。宮崎の強みやポテンシャル、晴天日が多いであるとか温暖であるとか、気候がいいことや環境

のいいところも含めて考えると、このスポーツランドという宮崎の強みを生かしながら、それをまた自分たちの豊かさにつなげていく形で、活用していく必要があると思いますので、これからいろんな政策の中には、一つのキーワードとして取り込んでいきたいと考えております。

**○二見委員** 教育長がおっしゃったところが、恐らく総合政策部が報告していくことになるのかなと思うので、国スポまで——2027年にもう決定したんですかね。そこに向けて、その都度これだけ宮崎県内の環境が出来上がったという経過報告が聞いていけると、宮崎県全体としての機運も上がっていくでしょうから、本当に期待しておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

**○押川スポーツ振興課長** 社会人アスリートの雇用支援として、本年度からですけれども、現在本課に社会人アスリート等就労支援専門員を配置しまして、現在各企業を訪問して、本県の競技力向上の取組についての御理解をいただきながら、就職等について協力をいただきたいということで今お話をさせていただいているところであります。

やはり各企業等厳しい状況の中でも、国民スポーツ大会に向けて何かしらの協力はしたいというような御意見は頂いておりますので、そういったことを繰り返しながら、トップアスリートを本県で雇用できるような体制をしっかりと整えていきたいと考えているところでございます。

**○日高委員** 先ほど教育長から二見委員への答弁がありました。スポーツランドの強みを生かしていくというポテンシャルも、当然宮崎県の場合は歴史もあるなど。でありますけど、宮崎

県全体を考えると、あれもこれも、これもあれもで、強みがあれば、それに特化してとんがった政策をすればいいのにといい気がするんですよ。当然文化芸術とかも大事で分かるんですけど、じゃあ、それが同列かという、宮崎県の特徴を考えると違うわけで。

教育長は、今後また活躍されていければ、そこら辺を考えて宮崎県の、やっぱりこれなんだというところにして。それでキャンプがありますよね。すみません、ちょっと話が飛ぶけど、コロナでキャンプがどうなるか分からない状況じゃないですか、来年どうなのかと。宮崎はただどうなるかともう待っているだけで、球団がどういうあれかだけ。自ら、来てください、宮崎はこういうふうコロナ対策はしっかりできて、他県よりも素晴らしいですよというものをつくり上げてアピールする、これが何でできないのかと。できてないですよ、スポーツ。あれもこれもしないといけないみたいなことをしているからですよ。それは重要なことだと思うんですね。

いつも都市計画だとか、総合政策、観光スポーツランドとか何とかだったり、どこか分からないような状況で。設備がどうだ、施設が、球団がどうのこうのばかり言っているけど、自分からつくり上げていってほしいんですよ。それは庁議があるわけですから、教育長からしっかりスポーツを所管しているところから発言してやってくれませんか、そういう発信を。

**○岩切主査** 決算審査の分科会を継続させていただきたいと思いますので、委員の皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

スポーツ振興課に関連する御質問がありましたらいただきたいと思いますが、いかがでしょ

うか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩切主査 では、他の課、項目に関連して御質疑があればいただきたいと思います。

○内田副主査 報告書の372ページ、県民にとって大事な神話の部分を質問させていただきたいと思いますが、神話の源流みやざき「語り部」養成・活用推進事業についてです。

この養成講座を受講された人数が延べ111人となっておりますが、この養成講座の内容について、まず聞かせていただきたいと思います。

○中原図書館長 神話の源流みやざき語り部養成の活用推進事業でございますけれども、そもそも古事記の編さん1300年を契機としまして、宮崎県内の風土ですとか、文化、神話をまとめた冊子を平成24年に作成して、県内の学校ですとか地域等に配布し、県民の郷土への認識と伝承を目的とした取組を始めたところでございます。

その中で、その冊子等に、いろんな古事記にまつわる、あるいは風土に関する部分の文章なり物語がございまして、それをみんなで読み合わせですとか学ぶといった内容の講座をここ数年続けてきたところでございます。

これにつきましては、県内で演劇をされる方ですとか、あるいは声優といった仕事をされる方を講師に招きまして、令和元年度は門川町と三股町、それぞれの町立図書館で各4回の講座を開いたところでございます。

その講座で学んだことを、実演会ということで、今度は地元の皆さんなりに図書館を舞台にしてお披露目をするといったところでございまして、最終的にはここで学んだことを来年度予定されております国文祭での実演を目指してス

キルアップということで取り組んでいるところでございます。

○内田副主査 門川町と三股町で講座をされて、声優さんとか舞台に出られる影響力がある方々に、この宮崎の神話を発信するという一方で、来年の国文祭につながっていくということで期待はしているところです。

ただ、私、本会議で神話の質問を昨年6月、12月、また今年6月にもさせていただいていまして、内容は日向神話であったり、宮崎県の県史のほうに霧島説、鹿児島島のほうの説が大事に取り扱われているというのはどうなのかなど、一遍見直しをしてほしいなというような質問もさせていただきました。今ちょうど図書館のほうで神話の企画展が行われていますが、高千穂、延岡、日向で神話の研究会というのが立ち上がってまして、また記紀編さんの実行委員会というのも古事記編さんのときから立ち上がっていて、そこで活動されている方々が、その企画展を見られて何か残念に思ったと。残念だったというようなお話で相談があったんです。私も見に行かせていただきましたら、ちょっと偏り過ぎているんじゃないかなと思ったんですね。

今回の企画展の内容が、昨年度の養成講座の神話のストーリーを占めているような内容であれば、私は宮崎県民としてちょっとストーリー的にどうかなと思ったりもするんですけど。今回の図書館の企画展のストーリーと同じような内容の講座だったのかを教えてください。

○中原図書館長 厳密にそのリンクと申しますか検証を行った上で、今やっております企画展をやっているわけではございません。今やっております企画展につきましては、古事記なり

日本書紀等のレプリカでございますけれども、それを所蔵していると。それを皆さんに御披露しながら、中にある記述を忠実にといたしますか、解説しながらパネルを並べているところがございます。

おっしゃるような偏りといったところにつきましては、私ども図書館の学芸員が恣意的にストーリーを書いているといったふうな認識はしていないところがございますけれども、おっしゃいますとおり、いろんな受け取り方をされる方がいらっしやると思います。今の御指摘を受け止めまして、再度そこを十分考えながら、これからまた展示なり講座なりを進めてまいりたいと考えております。

なお、「語り部」の講座につきましては、内容は物語風なものでございまして、それを専門の先生が、語りの方なりスキルを一般の受講者の方に教えて、それを地域の皆さんなりいろんなところで面白く御披露できるように、そのスキルを学ぶといった部分が大きくございます。

○内田副主査 私、本当に県民に誇りを持っていただきたいなど。天皇家のふるさとはこの宮崎なんだよというところを、図書館とか教育の場で、宮崎県は先進的にされているというところの取組にはすごく感動しておりました。

ただ、今回の展示の中に、この日向神話の舞台が日向になった理由が、薩摩のほうの隼人の制圧をしらしめるためということで断言されている文章を読んで、ちょっとがっかりしたのと、神話ゆかりの地が展示されて説明されている中に、天孫降臨の地として高千穂が書かれていなかったり、延岡で言えば出会いの聖地は1つじゃなくて、2つ、3つという説があってもいいと思って、どこを否定するものでもないんですけ

れども、延岡もこんなに取り組んでいるのに、出会いの聖地としても書かれていなくて、御陵墓の参考地も書かれていないのは、やっぱり県内全部網羅したものを展示していただかないと、県北の方々はそれを見てがっかりする。

去年のこの取組の中でも同じようなことがあっているのであれば、知事は神話の取組について、今後新しいスタートとして記紀編さんの1400年に向けてスタートしたいというようなこともおっしゃっていますので、できれば県内を網羅されたものをしっかりと教育の場から入れていっていただかないと、鹿児島説、霧島説のほうだけクローズアップされると、海幸、山幸まで否定されることになってしまいます。鹿児島は出会いの聖地もお船出も鹿児島だと言っているのに、私は宮崎だと思っているから、できれば西臼杵説もしっかりと説明を入れていただかないと、やっぱり偏っているなどと思います。

先日、日本書紀編さんの1300年シンポジウムというのが開かれていまして、千葉大学の名誉教授の三浦佑之さんがシンポジウムの中でおっしゃっているんですけど、ちょっと長くなって申し訳ないんですが、日向神話に薩摩藩の影響ということで、「薩摩・長州藩を中心とする新明治政府にとって、自分たちの存在を保障する場所が日向の土地だった。日向はもともと南九州の広い地を指す名称で、宮崎ではなく鹿児島であるという認識を薩摩の人たちは主張した。日向三代の神の3つの墓を鹿児島に見つけ出したが、ほとんどの根拠はないと思う。近代国家がいかにか神話をつくったかという問題は、今後きちり考えたほうがいい」ということを千葉大学の先生も言っているから、私はすごく教育の場は大事だと思うんですよ。

やっぱり宮崎の説をしっかりと示していただきたいと思うので、幸いにも国文祭は来年開かれるということで、まだ継続して、いろんな催し事があると思いますので、ここは期待感を込めて、いろんな説があることを示していただきたいなと思っています。決算とちょっとずれてしまいますけど、その点はよろしくお願ひしたいと思っています。

できれば、私は教育長にそこを示していただきたいと思うんですけど。

○**中原図書館長** ありがとうございます。貴重なサジェスションを頂いたと思っています。私どもの企画展につきましては、あくまでも図書館の蔵書、所蔵品を皆さんに御覧いただき、その解説をします。解説のための説明文なり、そういったものを作成するといったスタンスでやっているところでございます。

ただ、おっしゃいますとおり、内容的に県内のいろんなお考えなり御意見をお持ちの方が御覧になって、その結果、偏りがあるものですか、そういう受け取りをされるような内容であれば、そこはまた改めてまいりたいというふうに考えております。気をつけてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○**日隈教育長** 副主査からありましたとおり、あくまでも神話でありますので、歴史学ではございません。記紀編さん1300年のこの節目で、国民文化祭を本県でやろうということで盛り上げていこうという県の取り組みでございまして。ぜひ宮崎のこの神話についても、できる限りPRというか全国に発信していけるように、また県外から見え方にも宮崎のこの神話について、よく見て、聞いて、そして楽しんでいただけるような取組をしていく必要があると思います。

国民文化祭は来年度に持ち越しになりますけれども、これからの催しについては、そういった宮崎という観点も十分取り入れて取り組んでまいりたいというふうに考えます。

○**内田副主査** よろしくお願ひします。

○**岩切主査** 生涯学習課に関連して御質疑等ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**岩切主査** では、他の項目、他の課に関してございますでしょうか。

○**二見委員** 義務教育課に一つ質問なんですけれども、364ページに英語教育改革に対応できる指導者育成ということで、それぞれセミナー1、セミナー2の数字等が上がっております。

また、これに対して、施策の進捗状況では外国語教育に関して、「その到達目標を設定し、その達成状況を把握する学校の割合」ということで、令和元年度は62%、これは達成状況を把握している学校の割合が62%なんですとか、目標値も60%以上となっているんですけど、この数字の解釈の仕方はどう認識すればいいのかなど。セミナー参加者も2桁、13人となっていて、小学校も相当数あるとは思いますが、これはどのように分析していらっしゃるのでしょうか。

○**吉田義務教育課長** 御質問のあった外国語教育に関しまして、365ページにあります学習到達目標を設定して、その達成状況を把握している学校、学科の割合でありまして、個々の数字につきましては、もっと上げる必要があると思っています。というのが、これにつきましては、まずその前に各学校においては、外国語科、外国語活動の授業をする中で、子供たちがどこまで力をつけるか、どういう技能を身につけるか

という、その目標を設定したCAN-DOリストというのを各学校がつくっております。このCAN-DOリストは100%の学校で出来上がっております。

ただ、そのつくった目標に対して、状況を把握している割合がこの62%という数字でありまして、目標を設定しているにもかかわらず、状況がきちっと把握できていないのは非常に課題であると思っておりますので、ここの割合についてはもっと高くすべきであると思っております。

**○二見委員** せっかく目標をつくっているのに、その達成状況を確認していないのは、次年度に向けてといいますか、その都度の達成度が分かっているなければ、子供はどンドン置いていかれたりするじゃないですか。これができていないということは、考えたほうがいいんじゃないかなと今お話聞いていて思ったところです。

あと、去年から英語教育についても小学3年生に下がりましたよね。ここ辺の重要性がある中で、先生たちの外国語指導力というのもクローズアップされていたと思います。その中で、指導者育成をこれだけされているんですけども、これをどの程度達成できているのか、実績をどう分析しているのかは今お話になかったと思ったんですが、これはどのように把握しているらっしゃるのでしょうか。

**○吉田義務教育課長** 指導者の育成につきましては、非常に大きな課題であると考えています。特にこの外国語につきましては、外国語専科として配置している教員もおります。その教員は英語を得意としておりますので、それなりに指導力はあると。

ただ、一方で普通の学級担任もこの外国語科

あるいは外国語活動の指導をする必要があります。その学級担任の指導力を高めるとというのが、一つは課題として残っておりまして、これにつきましては、先ほどの状況把握をもとに私どもは分析をしているところでありまして、その割合が高くなることで、各学級、学校でしっかりとした指導がなされていると見ていけるかなと考えております。

**○二見委員** 分かりました。

**○岩切主査** よろしいですか。

義務教育課に関連して何か御質疑がありましたら、続けてお願いしたいんですが。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○岩切主査** では、全体を通して皆様のほうから御質疑があればいただきたいと思います。ございませんか。

**○蓬原委員** これもマスコミでこの前あったんですけど、文部科学省が教員のわいせつ行為についてというアンケートを採っていました。結構な数で、全国で4桁だったと思います。

さて、この決算に当たって、昨年1年間、本県では——文科省で報告されていることでしょうか、どういう報告をされたのかお尋ねしておきたいと思います。

**○東教職員課長** 文科省に報告した本県のわいせつ行為の教員数は4名です。

**○蓬原委員** 個人情報是要りませんが、どういう状況での発生なのか、状況が見えるような説明をお願いしたい。

**○東教職員課長** 4名とも懲戒処分者であります。内容については、児童生徒に対するスクールセクハラと言われるわいせつ的な言動でありました。

**○蓬原委員** 世代的には大体30代、40代ですか。



○東教職員課長 すみません、4名の年代につきましては、すぐには分かりません。

○蓬原委員 構いません。後で結構です。

○東教職員課長 後で報告します。

○蓬原委員 ここ数年では4件ということですよ。それは去年だったのか。大体の傾向として、SNSとかいろいろあるわけですけど、増える傾向にあるのか、減る傾向にあるのか、大体横ばいなのか。そのあたりはどうですか。いずれにしても、これはゼロでないといけないはずですよ。

○東教職員課長 平成27年度からの過去5年間の状況で4名と報告しております。平成27年度に2名、平成30年度に1名、そして令和元年度に1名ということで、そういう状況で推移しているところです。

○蓬原委員 前の5年間との比較でいきますと、傾向としてはどんな傾向でしょうか。我々の小さい頃もあったような気がします、そういう報道があったようなことを覚えていますけど。

○東教職員課長 その前の5年間というのは今持ち合わせてはいないんですが、平成26年度には3件、平成25年度には2件と来ておりますので、若干減ってきてはいるということでございます。

○蓬原委員 全国でたしか4桁だったというふうに記憶していますが、全国の各県の平均に比べて、これは体力の話じゃないから本当はゼロじゃないといけないんですけど、発生の頻度として、割合としてはどうなんでしょうか、本県の場合は。

○東教職員課長 全国的な頻度との比較はしておりませんが、全国的には少ないということでございます。

○蓬原委員 それと、今後の撲滅に向けての対策はどういうふうな取組をされてきたのかという話になるんですけど、どうでしょうか。

○東教職員課長 スクールセクハラ、特にこの辺につきましては、数年前から重点事項としてあげて、各学校の研修、市町村教育委員会ごとの研修等を行ってきております。

今年度からは、教職員課の職員にコンプライアンスの専門主幹がおりますので、全ての県立学校に、研修を義務づけて、その人が全学校を回るというような手段、あと各市町村からの要望に応じて研修会を実施しております。

○蓬原委員 分かりました。

○岩切主査 よろしいですか。

それでは、今、蓬原委員よりありましたわいせつな教員の問題に係る資料等については、後刻、委員全員への提供ということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩切主査 では、そのようにお願いしたいと思っておりますので、御手配ください。

ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩切主査 それでは、以上をもって教育委員会を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時47分休憩

---

午前11時47分再開

○岩切主査 分科会を再開いたします。

採決についてであります。10月2日金曜日の13時10分に採決を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

令和2年10月1日(木)

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩切主査 それでは、そのように決定いたします。

その他で何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩切主査 以上で本日の分科会を終了いたします。

午前11時48分散会

令和2年10月2日(金曜日)

---

午後1時8分再開

---

出席委員(7人)

主	査	岩	切	達	哉
副	主	査	内	田	理
委	員	蓬	原	正	三
委	員	中	野	一	則
委	員	二	見	康	之
委	員	日	高	博	之
委	員	渡	辺		創

欠席委員(なし)

委員外委員(なし)

---

事務局職員出席者

議事課主幹	藤	村	正
政策調査課副主幹	前	野	陽
	子		

---

○岩切主査 分科会を再開いたします。

まず、本分科会に付託されました議案の採決を行います。採決の前に、各議案につきまして、賛否を含め御意見をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩切主査 それでは、ないようですので、本分科会に付託されました議案の採決を行います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩切主査 採決につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか、一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○岩切主査 それでは、一括して採決いたします。

議案第19号については、原案のとおり認定、第20号、第21号及び第22号につきましては、原案のとおり可決及び認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩切主査 御異議なしと認めます。

よって、議案第19号につきましては原案のとおり認定、第20号、21号及び22号につきましては、原案のとおり可決及び認定すべきものと決定いたしました。

次に、主査報告骨子案についてであります。

主査報告の内容として、御要望等ありませんでしょうか。

〔「一任」と呼ぶ者あり〕

○岩切主査 ただいまの御意見を参考に主査報告については、正副主査に御一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩切主査 それでは、そのようにいたします。

その他で何かありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩切主査 以上で分科会を終了いたします。

午後1時10分閉会

署 名

文教警察企業分科会主査 岩 切 達 哉